

国土審議会計画部会 ヒアリング資料

平成19年1月23日

総務省

目 次

I.	国土形成計画と地方……………	P2
1.	国土形成計画と地方分権について……………	P3
2.	「新たな公」～分権型社会における自治体経営の刷新戦略～	P5
3.	コミュニティ・ファンド形成事業等について……………	P11
II.	持続可能な地域の形成……………	P14
1.	情報通信技術の活用による地域づくりについて……………	P15
2.	交流居住、集落の再編・整備について……………	P26
III.	安心・安全な社会の実現……………	P30
IV.	シームレスアジアの実現……………	P46
1.	「アジア・ブロードバンド計画」について……………	P47
2.	消防・防災分野……………	P55

I . 国土形成計画と地方

1. 国土形成計画と地方分権について

1 国土形成計画と地方分権の調和

国土形成計画は、国土交通大臣が策定する「国の計画」である。

国と地方の役割分担を踏まえ

全国的視点での広域事業等国の役割に係る施策を中心とすべき。

2 国土形成計画と道州制との関係

道州制導入の目的は、広域の圏域における国土管理・地域産業政策といった行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う主要な政治行政主体の構築

道州制の下では

補完性の原理・近接性の原理に基づき、
国、広域自治体及び基礎自治体の間の役割分担を体系的に見直し

道州制を導入する場合には、計画区域の見直しにとどまらず、計画主体も含めそのあり方を検討すべき。

2. 「新たな公」

～分権型社会における自治体経営の刷新戦略～

分権型社会における自治体経営の刷新戦略

— 新しい公共空間の形成を目指して —

分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会

地方自治体を取り巻く環境の変化

- ◆ 公共サービスへの新たな期待
 - ・ 人口減少時代の到来
 - ・ 保育・介護の社会化、安心・安全の確保
- ◆ 国と地方の関係の変更
 - ・ 地方分権一括法の施行、三位一体改革
 - ・ 市町村合併の推進、広域自治体の見直し
- ◆ 「官」と「民」の関係の変化
 - ・ 市民活動、NPO活動の活発化
 - ・ 多様な主体が公共を担う仕組みの萌芽
- ◆ 経営資源の制約
 - ・ 厳しい財政状況

地方自治体の刷新の必要性

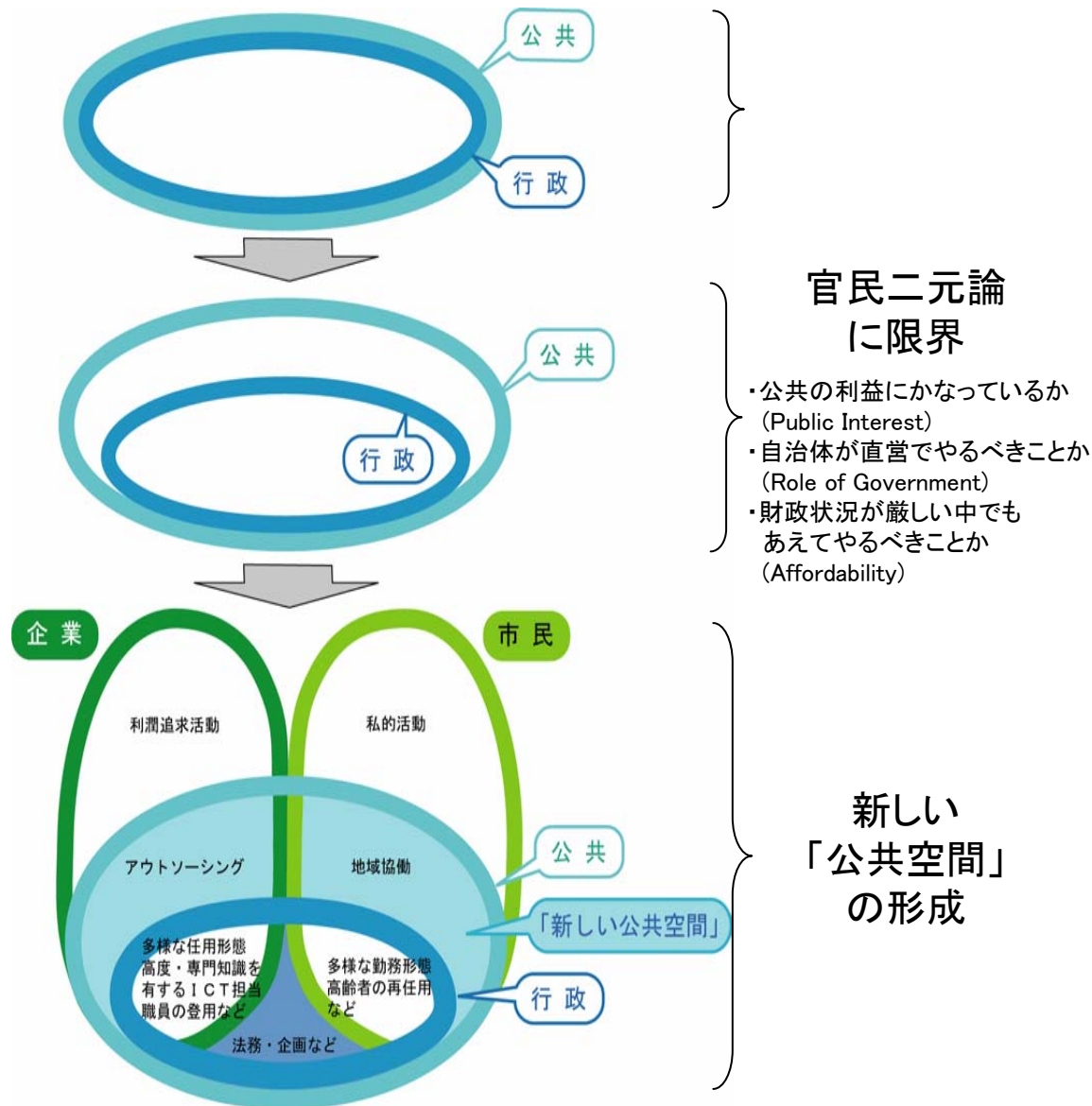
- ① 行政と多元的アクターとの協働による公共サービスの提供
- ② 厳しい財政状況や地方公務員の大量退職にも対応できる行政体制の整備
- ③ 行政ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織編成
- ④ 職員の能力を最大限に引き出さうる人事管理

など

地方自治体の刷新の視点

- 「新しい公共空間」（＝多元的な主体により担われる「公共」）の形成
- 行政内部の変革と住民との関係の変革
- 危機意識と改革意欲を首長と職員が共有

新しい「公共空間」の形成のイメージ



- ・公共サービスは専ら「行政」が提供
- ・「行政」と「公共」の領域はほぼ一致

- ・少子高齢化の進展に伴う公共サービスへの新たな期待＝「公共」の範囲の拡大
- ・「団塊の世代」の職員の大量退職や経営資源の制約による

「行政」の守備範囲の相対的縮小

- ・「行政」と「公共」の領域にズレが発生

・この領域を新たに「民間」(住民・企業)が担う取組(アウトソーシング・地域協働)の推進

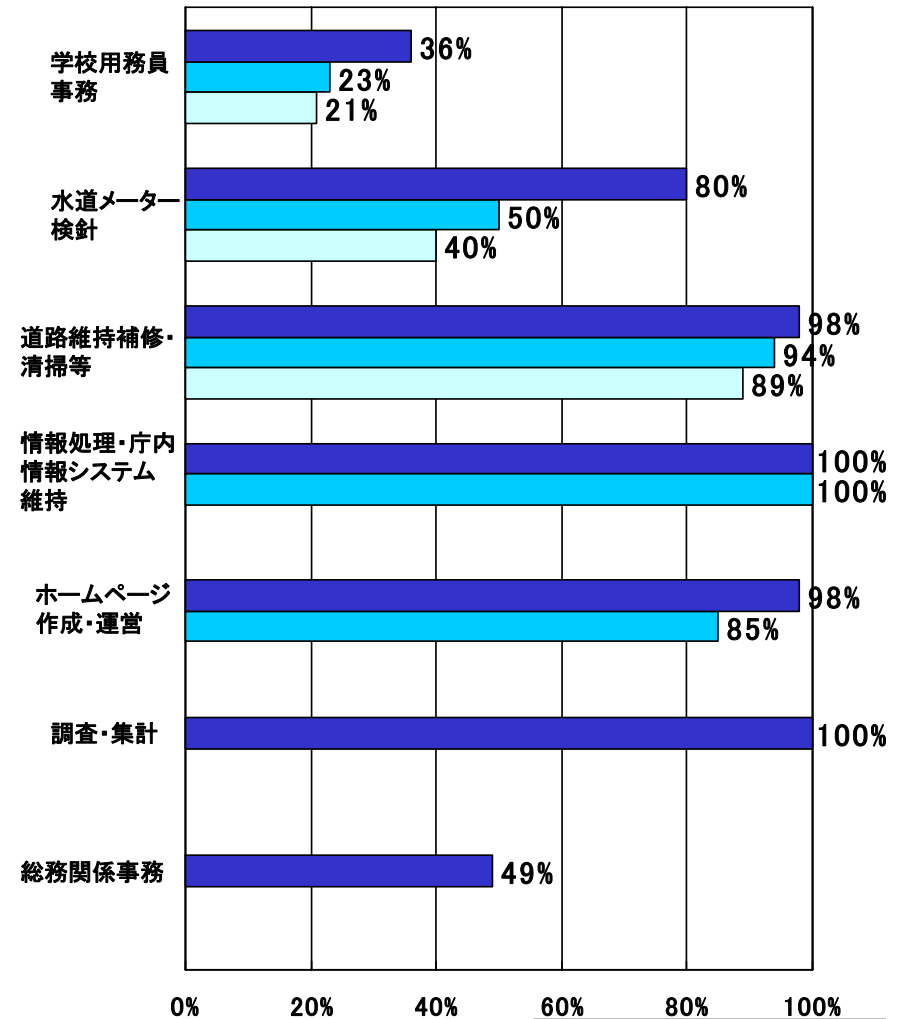
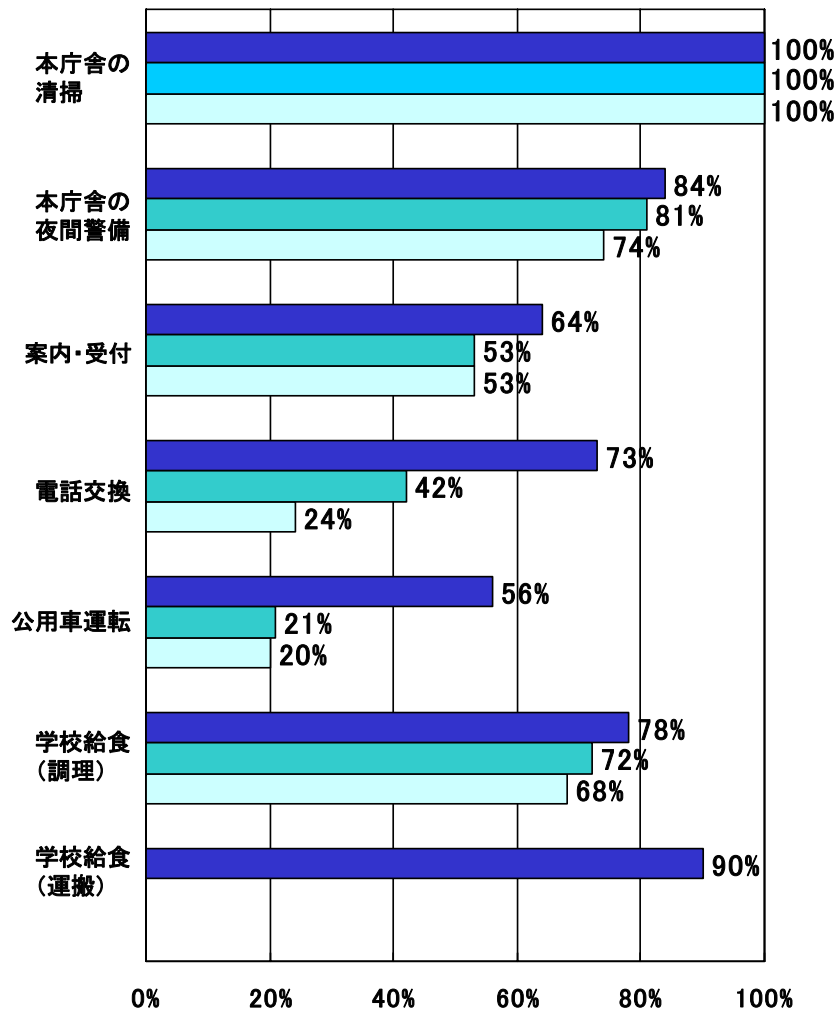
- ・行政の多元化(行政内部への人材派遣等)

・「行政」と「民間」の多角的な協働による公共的サービスの提供により、「公共」が豊かに

- ・「行政」は行政でなければ対応しえない領域に重点的に対応

民間委託(事務事業)の実施状況 (委託実施団体の比率)

都道府県

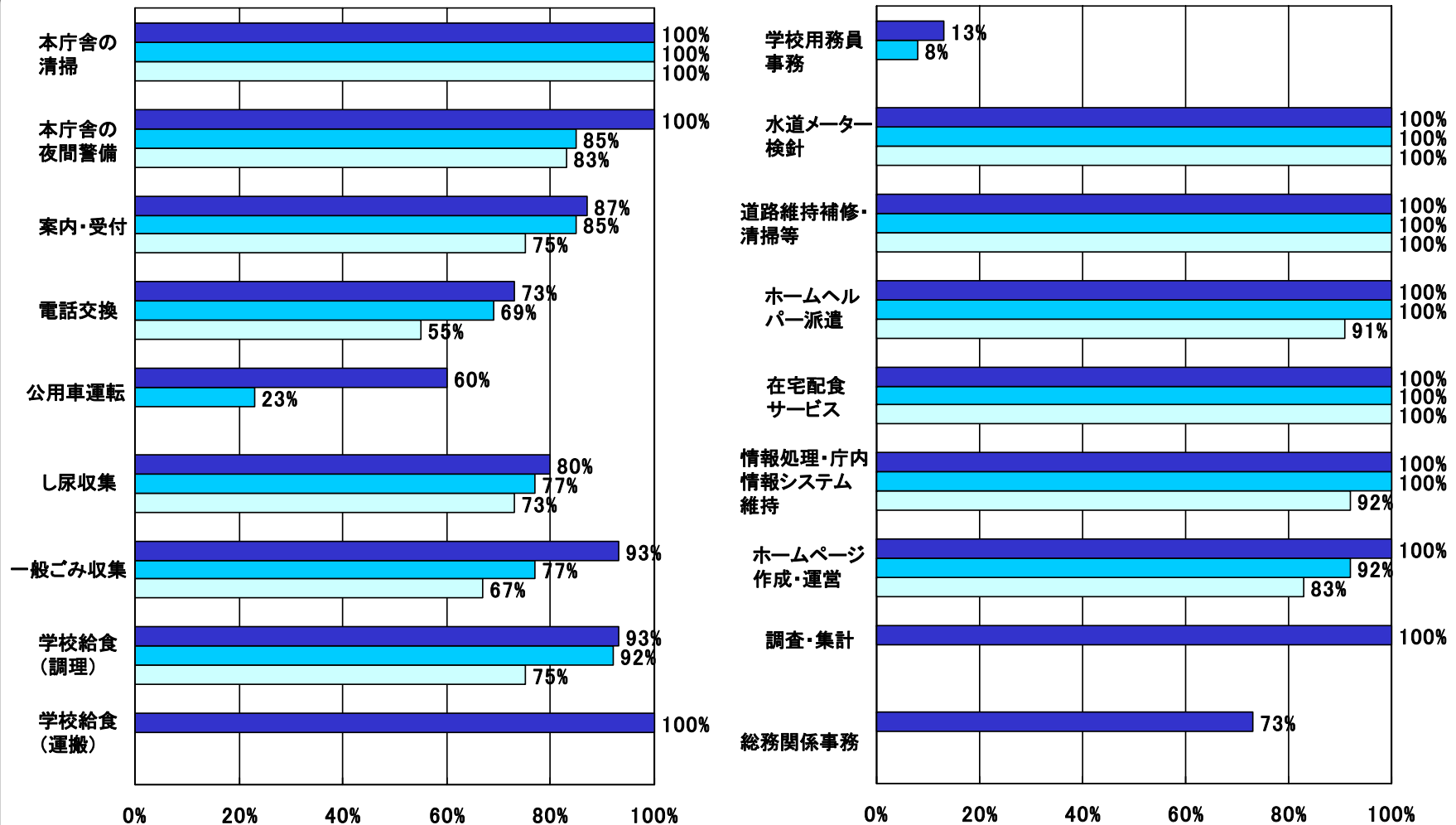


※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

■ 平成16年度末時点
■ 平成14年12月1日時点
■ 平成10年4月1日時点

民間委託(事務事業)の実施状況 (委託実施団体の比率)

政令指定都市

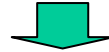


※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

■ 平成16年度末時点
■ 平成15年4月1日時点
■ 平成14年12月1日時点

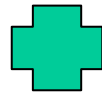
従来の新しい公共空間形成のための法的な枠組み

民法上の請負契約（第632条）、準委任契約（第656条）。
その他、特別法にて実施されるもの（廃掃法、学校給食法など）。



法的枠組みの最近の改革

指定管理者制度（平成15年）、地方独立行政法人制度（平成15年）
市場化テスト制度（平成18年）の導入



更なる民間委託の推進等のための検討の実施

民間委託の推進等の留意点：

①一定水準のサービスの質を確保するための仕組（モニタリングのあり方）

サービスの価格だけでなく、質を確保するための規定を、対象業務の特性に応じた形で、契約で担保。

②対住民における契約当事者の責任分担

住民との関係における責任分担を明確にし、契約条項に反映（不法行為責任、履行責任等）。

③個人情報保護・守秘義務

個人情報保護、契約期間終了後の担保などについて、守秘義務契約において規定することが不可欠。

④妥当な再委託の範囲

従来の外部委託契約においては、丸投げを禁止する趣旨から、再委託を禁止。

しかしながら、グループ会社化などで、単独で委託内容を遂行し得る能力を有する企業が減少、従来の再委託の禁止の条項を修正し、妥当な再委託の範囲を規定する必要。

3. コミュニティ・ファンド形成事業等について

コミュニティ・ファンド形成事業等について

1. 目的

コミュニティ・サービス事業(注)や、いわゆるベンチャー企業等を地方公共団体が資金面から支援し、住民サービスの向上や地域経済活性化、地域雇用の増大等を促進すること。

(注)介護・福祉、子育て支援、生活支援、環境保全・リサイクルなどの地域住民のニーズに対応したサービス等を廉価で継続的に提供し、自らの利益の追求よりも地域課題の解決を目的とする事業

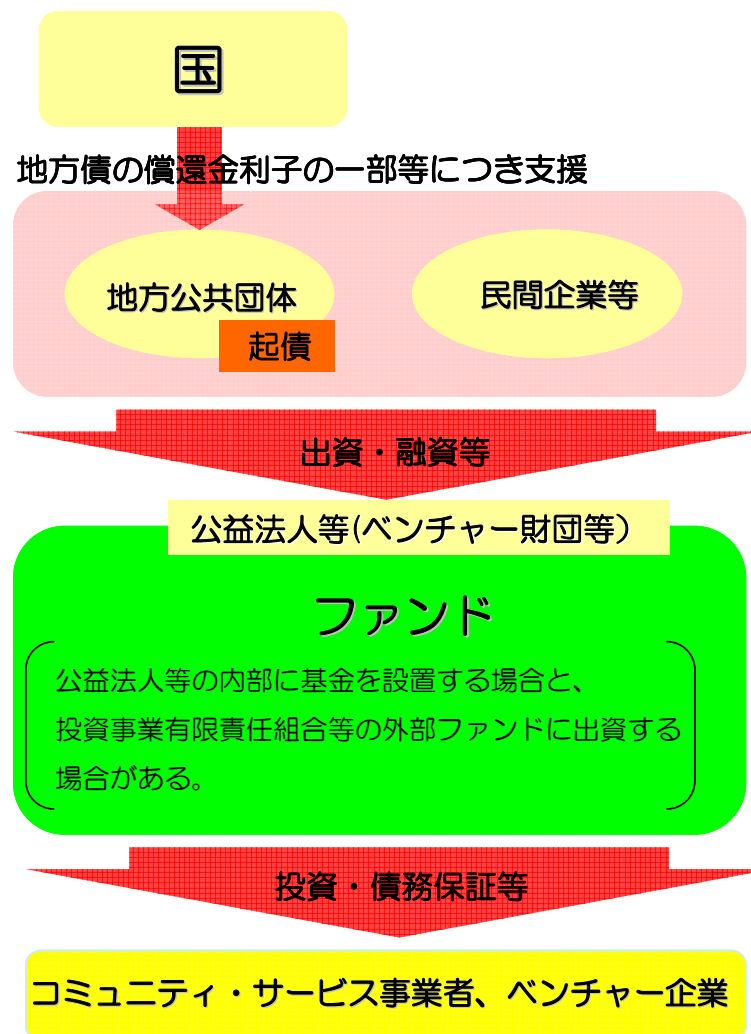
2. 概要

地方公共団体が、コミュニティ・サービス事業者やいわゆるベンチャー企業等に投融資又は債務保証をするための資金として、公益法人等に出資又は貸付を行い、コミュニティ・ファンド又はベンチャー・ファンドを形成する事業を支援する。

3. 実績

平成8年度に創設された「起業化支援措置」(「ベンチャー・ファンド形成事業」の前身)を含め、平成17年度までに12都府県・1政令指定都市でファンドが形成されている(総額300億円程度)。

<スキーム図>



コミュニティ・ファンド形成事業等について

コミュニティ・ファンド形成事業を活用したコミュニティ・サービス事業者への支援事例 ～富山県における代表的な事例～

<事例1>

介護保険対象者、高齢者への居宅介護サービス、
障害者、乳幼児の一時預かりを行うNPO法人の
設備資金

<事例2>

自宅を改装した家庭的なデイサービスの提供等
を行うNPO法人の設備資金

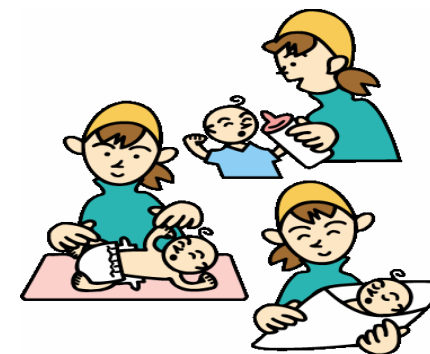
<事例3>

認知症高齢者グループホーム、通所・短期入所
介護施設の機能を持つ多機能型の高齢者介護施
設を営むNPO法人の設備資金

<事例4>

ショッピングセンターの空き店舗を活用して、高
齢者交流サロン事業・託児サービス事業・商店街
連携イベント事業を行うNPO法人の運転資金

*いずれもファンドがNPO法人の資金調達に際し、
債務保証を実施。



Ⅱ．持続可能な地域の形成

1. 情報通信技術の活用による地域づくりについて

情報通信技術の活用による地域づくり

＜デジタルデバイドの解消＞

- 地域住民の生活や地元企業の活動に不可欠なものになりつつある携帯電話網、ブロードバンド等の情報通信インフラを整備することで、地方が頑張るための土台を提供。

＜ユビキタス・コミュニティの形成＞

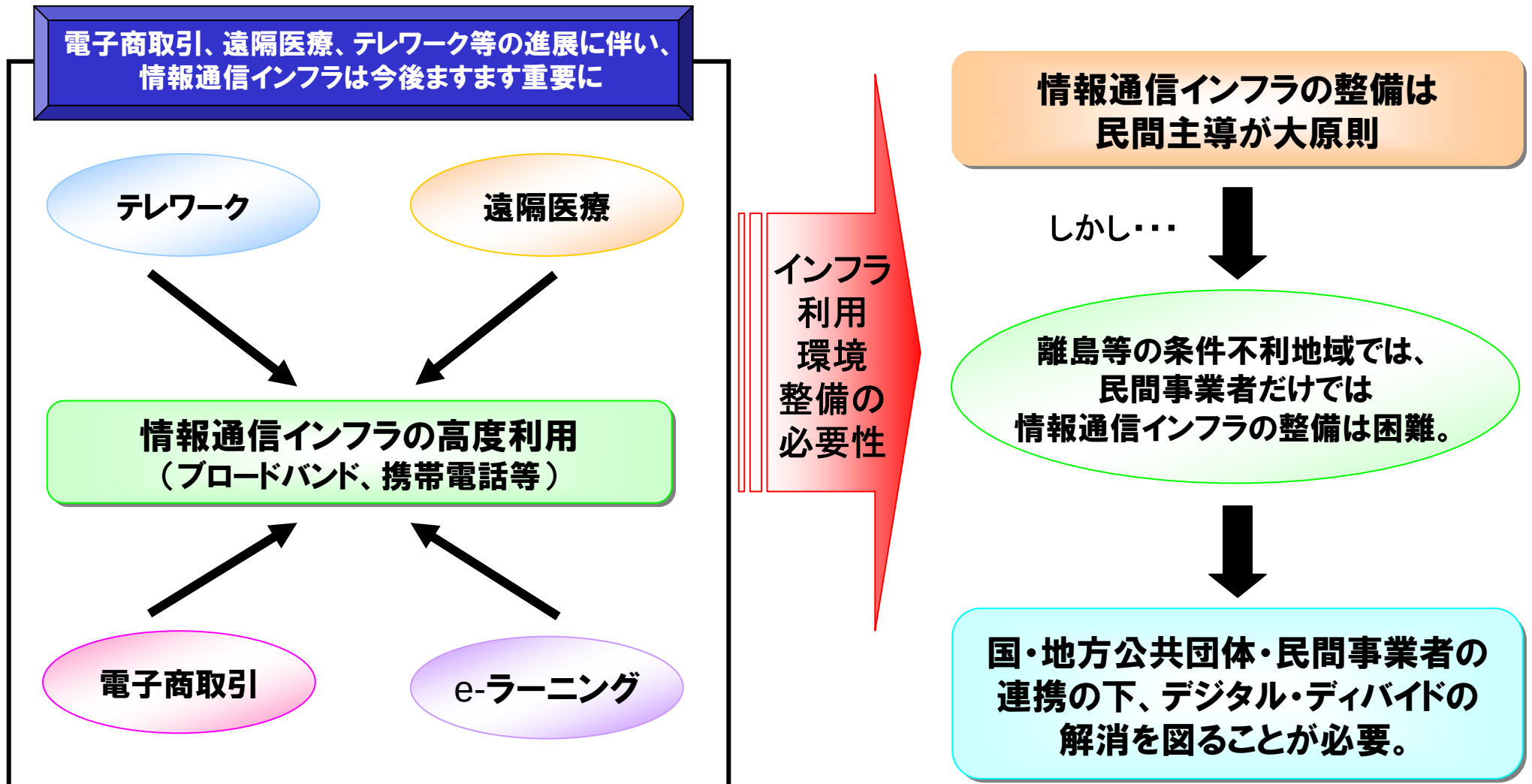
- 地方公共団体に加えて、地域住民、地元企業、公共機関、NPO・ボランティア等の多様な主体をユビキタス・ネットワークでつなぐことで、地域コミュニティの問題解決力を回復し、医療、教育、防災など様々な地域課題の自律的な解決を実現。

＜テレワークの推進＞

- テレワークの推進により、少子・高齢化、男女共同参画社会の形成、地球環境等社会問題の解決に貢献。

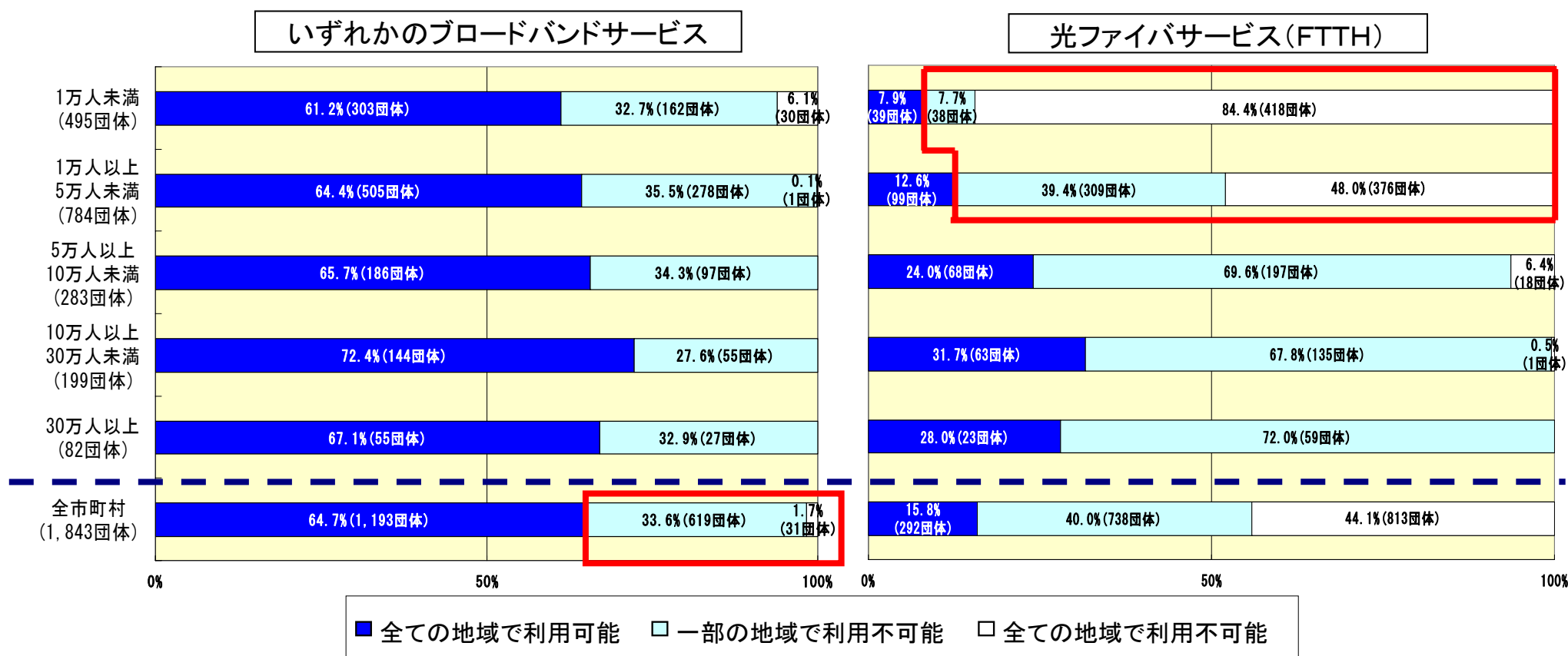
情報通信インフラの重要性

ブロードバンド等の情報通信基盤は、地域住民の生活や地元企業の活動に不可欠なインフラ



デジタル・ディバイドの現状

- FTTH、ADSL、ケーブルインターネットなどのいずれかのブロードバンドサービスの整備状況は、全市町村のうち、約4割弱の市町村の一部又は全部の地域で利用できない状況。
- 特に、光ファイバサービス(FTTH)については、5万人未満の市町村のうち、約9割強の市町村の一部又は全部の地域で利用できない状況。



注：データは平成18年9月末現在、総務省調べによる。
市町村の区分については、平成18年4月1日現在を基準としている。(1,843団体)

デジタル・ディバイドの解消方策

デジタル・ディバイド是正施策の体系

1. 民間事業者に対する支援

⇒電気通信基盤充実臨時措置法に基づく支援

低利融資・利子助成

- 低利融資
光ファイバ、ADSL等のブロードバンド基盤整備のための投資に係る資金需要に対する低利融資(日本政策投資銀行)
開始年度:平成3年
- 利子助成
上記低利融資に係る利子につき、情報通信研究機構から事業者に対する助成金交付(下限金利につき、過疎地域等優遇あり)
開始年度:平成7年

税制優遇措置

- 法人税の特別償却(国税)
 - ・ 光ファイバ(最終配線盤まで)
 - ・ ADSL多重化装置(DSLAM)等開始年度:平成3年
- 固定資産税の課税標準の圧縮(地方税)
 - ・ 光ファイバ(き線点まで(一部最終配線盤まで))
 - ・ ADSL、FWA 等開始年度:平成4年

債務保証

光ファイバ、ADSL等のブロードバンド整備時の資金借入等についての、情報通信研究機構による債務保証
開始年度:平成3年

2. 地方公共団体に対する支援

⇒補助金、交付金等による支援

補助金

※情報通信格差是正事業
平成19年度予算予定額:52.2億円

- うち、移動通信用鉄塔施設整備事業
過疎地域等において市町村が整備する移動通信用鉄塔施設の補助
事業開始年度:平成3年
平成19年度予算予定額:16.4億円
- うち、地域イントラネット基盤施設整備事業
地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るために学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に対する支援
事業開始年度:平成10年
平成19年度予算予定額:35.5億円

地方財政措置

地方単独事業として事業を行う場合等についても、地域活性化事業債、過疎対策事業債等の起債が可能

交付金

- 地域情報通信基盤整備推進交付金
地域の特性に応じた情報通信基盤を整備し、情報格差の解消を行う地方自治体等に対し、有線・無線を問わない幅広い支援対象による補助を実施
事業開始年度:平成18年
平成19年度予算予定額:57.0億円

【その他】電波利用料財源

- 無線システム普及支援事業
電波の有効利用に資することとなる有線伝送路の整備を通じ、携帯電話等の無線システムの普及を支援することにより、無線システムの利用可能な地域の拡大を図り、電波の有効かつ公平な利用を確保する。
事業開始年度:平成17年
平成19年度予算予定額:43.6億円
- 電波遮へい対策事業
高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域において、移動通信用中継施設を設置して携帯電話等を利用可能にするなど、電波の適正な利用を確保する
事業開始年度:平成11年
平成19年度予算予定額:30.0億円

デジタル・ディバイド解消に向けた今後の取組

u-Japan推進計画2006（2006年9月総務省策定）

デジタル・ディバイド解消

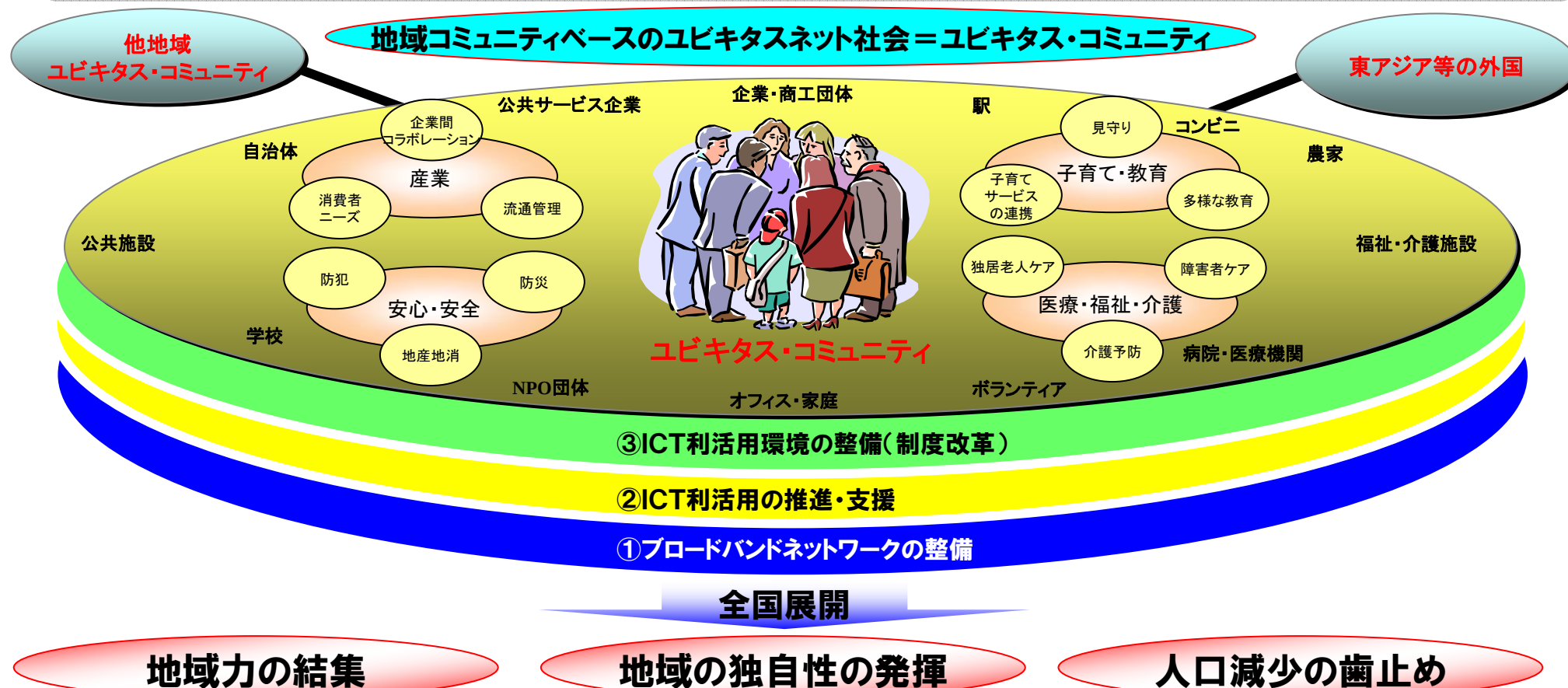
2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消

2010年度までに超高速ブロードバンドの世帯カバー率90%以上を実現

- 携帯電話のエリア整備に引き続き積極的に取組み、2008年度末までに過疎地域等の条件不利地域において、新たに20万人以上が携帯電話を利用可能な状態とする。
- 条件不利地域の情報格差を是正するため、ケーブルテレビ網、光ファイバ網、無線アクセスシステム等の地域の特性を活かした情報通信基盤整備に取り組む地方公共団体等に対し、支援を実施。

「ユビキタス・コミュニティ」構想（全体イメージ）

地方公共団体に加えて、地縁型のコミュニティやNPO、企業などの多様な主体を情報通信技術でつなぐことで、「新たな公」の協働を実現し、医療、教育、防災など様々な地域課題の自律的な解決を実現



＜重点計画－2006（平成18年7月IT戦略本部決定）＞

2. 2 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるデジタル・ディバイドのないインフラの整備

(I) ユビキタス・コミュニティ先進モデル構想(仮称)(総務省、文部科学省、農林水産省及び関係府省)

地域の提案を踏まえ、分野横断的な課題について、ITを利用・活用した解決を目指す先進的・実用的なモデルづくりを推進・支援する。

また、当該モデルについて、同様の課題を抱える他地域への普及に努める。

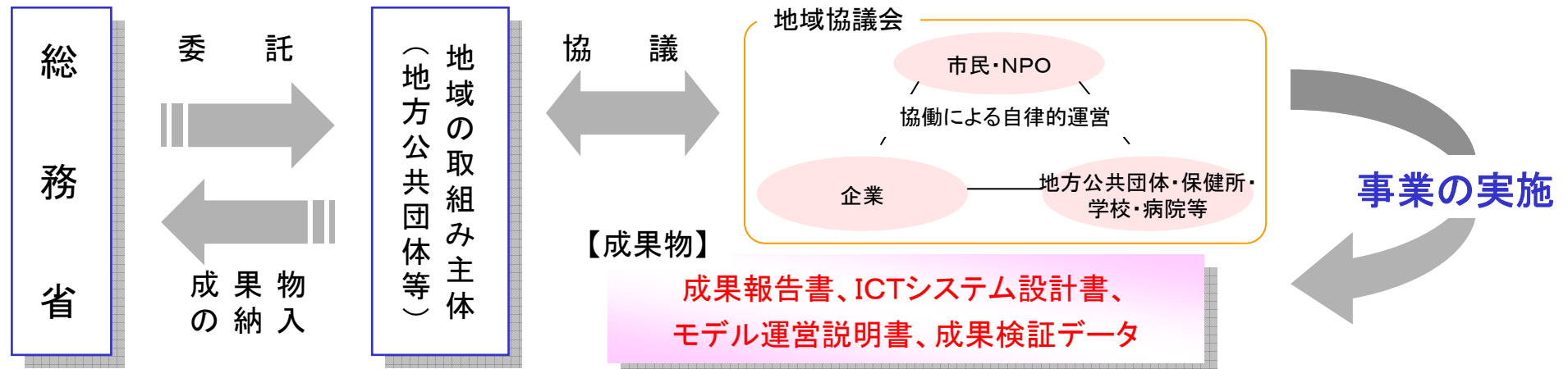
地域ICT利活用モデル構築事業

魅力ある地方、自律する地方の確立を図るため、地域・中小企業の活性化や少子化への対応等に資するICT利活用の先進的モデルの構築及びその成果の全国展開等ICTを活用した創意ある取組について支援を実施。

・施策の概要

地方公共団体等に対し、ICTの利活用による地域課題の解決や住民の利便性の向上に資する汎用的なICT利活用モデルの構築（企画、設計、開発等）を委託する。

委託先は、モデルの構築後その成果物を国に提出し、国はその成果物を必要に応じて他の団体に提供することにより、モデルの全国展開を図る。



イメージ1：公共サービスの効率化（例：子育て支援）

・地方公共団体が行う乳幼児医療助成や検診、NPOが行う子育て支援事業、子育てサークルが行う子育てイベント等散在する子育て支援サービスをICTにより有機的に結合。

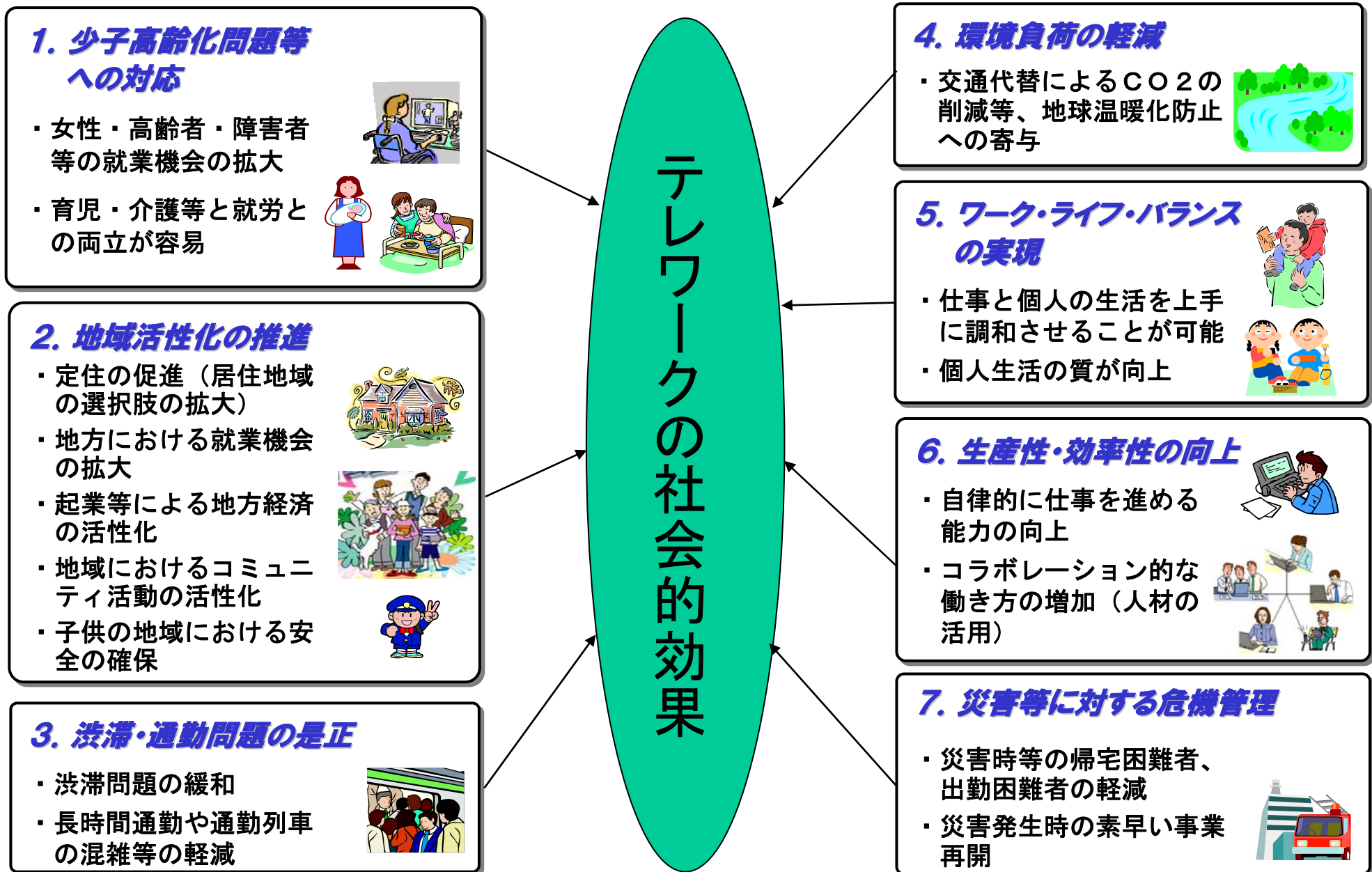
イメージ2：経済の活性化（例：地場産業の活性化）

・商工行政を所管する自治体、技術力はあるが情報発信能力やブランドイメージ形成に難のある地元中小企業等が協同し、受注・在庫管理の共同化、新たな事業の核を創出するための協働、消費者評価等を効率的効果的に行う仕組みを構築。

少子高齢化対応、自律型社会の実現、地方財政の健全化、地域経済の活性化

平成19年度予定額：1,800百万円

テレワークの社会的効果



テレワークの目標

目 標

◆第165回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説(平成18年9月29日)抜粋

(活力に満ちたオープンな経済社会の構築)

自宅での仕事を可能にするテレワーク人口の倍増を目指すなど、世界最高水準の高速インターネット基盤を戦略的にフル活用し、生産性を大幅に向上させます。

◆「再チャレンジ総合支援プラン」(「多様な機会のある社会」推進会議(再チャレンジ推進会議)策定) (平成18年12月25日)抜粋

3 再チャレンジ支援における重点課題

(2) 機会の均等化

- ⑤ テレワークの普及により、子育て、心身の障害等、様々な事情・困難を抱える人の在宅勤務や自宅・職場以外の場所における勤務を促進する。

4 達成すべき目標

(2) 二次目標: 再チャレンジ支援のための制度・施設の利用率の向上

(具体例) ② 2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割にする。

◆ I T 新改革戦略 (平成18年1月 I T 戦略本部決定)

『2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割』
となることを目指す

総務省におけるテレワーク推進施策

総務省職員によるテレワークの実施

- ①他府省に先がけ平成17年1～2月及び平成17年11月～平成18年2月の2回に渡り試行を実施
- ②「総務省テレワーク推進会議」（平成18年5月26日設置）
昨年10月から、主に育児・介護に携わる職員等のテレワーク開始を決定。
今後、テレワークが効果的な業務等についても拡大を検討。

民間企業のテレワーク導入環境の整備

- ①我が国初のテレワークセキュリティガイドラインの作成（平成16年度）
- ②関係省庁が連携し、企業、労働者双方に配慮した統一的なテレワーク導入・運用ガイドブックを作成（平成17年8月）
- ③平成19年度予算要求「**テレワーク共同利用型システムの実証実験**」
- ④平成19年度税制支援措置「**テレワーク環境整備税制**」の創設

テレワークの推進

「テレワーク推進フォーラム」との連携

産学官一体となったテレワーク推進
（平成17年11月10日設立）

産学官の連携の下、テレワークの円滑な導入に資する調査研究や普及活動を行うことにより、
テレワークの一層の普及促進を図る

「テレワーク人口の倍増」の実現に貢献

2. 交流居住、集落の再編・整備について

交流居住について(1)

総務省では、過疎地域の活性化を図るとともに、田舎暮らしを求める都市住民のニーズに応えるため、交流居住(交流を主たる目的として都会と田舎を行き来するライフスタイル)を推進している。

主な取組について

○交流の取組の紹介・普及

「過疎地域自立活性化優良事例表彰」

過疎対策の先進的・モデル的な事例としてふさわしい団体を表彰し、全国過疎問題シンポジウム等を通じ広く紹介

○交流拠点の整備促進

「地域間交流施設整備事業」

地域資源を活かした人・文化・情報等の交流を図るための施設の整備への補助(ハード)

○定住・交流居住の促進

「過疎地域集落再編整備事業」

定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費への国庫補助(ハード)
平成19年度より空き家を活用する事業をメニューに追加

「交流居住サポート事業」

交流居住を求める都市住民に対して、交流居住に関する情報をポータルサイトにより提供。また、交流居住サポートセンターにより相談を受付

「過疎地域等活性化推進モデル事業」

活性化のための対策の推進に資する地域交流イベントに要する経費への補助(ソフト)

「ふるさと回帰フェア」

NPO法人ふるさと回帰センターと連携し、都市住民が直接市町村担当者に相談できる出会いの場を都市部において開催

交流居住について(2)

都市から地方への移住・交流の促進に関する調査(平成19年度新規)

○趣旨

都市から地方への移住・交流を促進することにより、地方の活性化を図るとともに国民の移住・交流ニーズに的確に対応するため、地方における移住・交流の受入システムの整備を推進。このため、新規調査項目として予算措置。

○事業内容

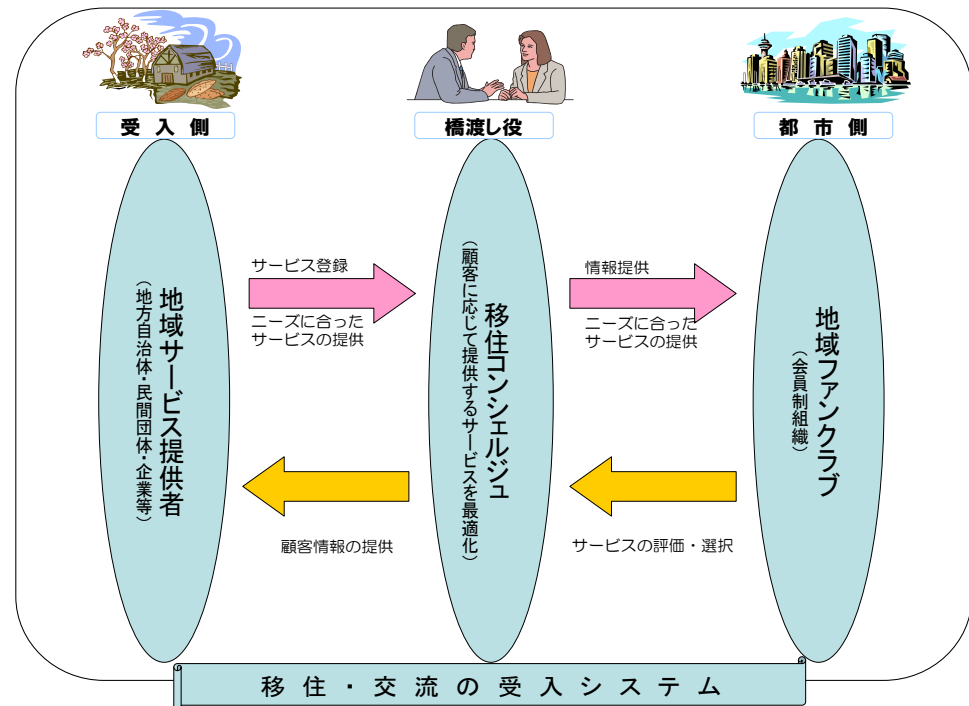
「都市から地方への移住・交流」を促進するに当たっては、希望者の多様なニーズ(例えば、①団塊世代移住型②子育て世代移住型③二地域往来型など)に的確に対応し、移住・交流に係るサービスを提供する必要があるが、現状では十分に提供がなされていない。

このため、意欲のある地方をモデル地域とし、上記の希望者ニーズをふまえ、受入側(地方)、都市住民側及び両者の橋渡し役の3者で構成する移住・交流の受入システムについての調査研究を行う。

○平成19年度予算案

61,300千円(新規)

○事業イメージ図



集落の再編・整備について

○過疎地域自立促進特別措置法の規定

第3条(過疎地域自立促進のための対策の目標)

過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

5 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

第5条(過疎地域自立促進方針)

都道府県は、当該都道府県における過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針(以下「自立促進方針」という。)を定めるものとする。

2 自立促進方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

九 過疎地域における集落の整備に関する事項

第6条(過疎地域自立促進市町村計画)

過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画(以下「市町村計画」という。)を定めなければならない。この場合において、当該市町村は、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

2 市町村計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

九 集落の整備に関する事項

○集落等移転事業補助(過疎地域集落再編整備事業の一部)

・事業内容 人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎的条件が著しく低下した集落及びその基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を基幹集落等に移転する事業。

・補助率 1/2

・対象経費 移転の円滑化に要する経費(住居移転者に対する支給)、団地造成費、
移転先住宅建設等助成費(住宅移転者への利子補給)、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費

Ⅲ. 安心・安全な社会の実現

安心・安全な社会の実現に向けて

これまでは…

- 充実した災害対策
- 治安の良さ、社会の安定性
- 社会インフラの安全

安心・安全な社会を基盤とした経済活動

我が国経済の国際競争力の源泉

最近では…

国内国外において大規模災害が多発

- ①自然災害、異常気象の頻発、大規模化



新潟県中越地震

- ②安全と信じられていたインフラ施設の故障、人災



尼崎市列車事故



苫小牧タンク全面火災

- ③新たな災害・サイバー犯罪



アメリカ同時多発テロ

住宅火災死者数が増加

- ④住宅火災死者数は平成17年に過去最高を記録



「経済活性化」と「安心・安全」を対立概念と捉えずに…

安心・安全神話の揺らぎ = 日本経済の基盤、競争優位性に悪影響

- 1 「安心・安全は経済活性化の基盤」という考え方に立つ
- 2 日本の優位性である安心・安全を維持向上

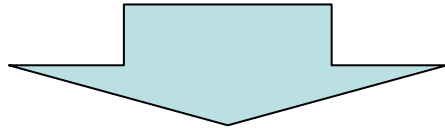
我が国の優先課題として位置付けるべき

- 消防体制の強化及び首都直下地震などの大規模地震対策等の防災対策
- 大規模災害、テロ、有事等に対する全国的見地からの対応の体制整備
- 住宅防火対策の強化、安心・安全な地域づくり、防災情報の迅速な伝達体制の整備、公共施設等の耐震化 等

消防防災行政の大きな変化

〔社会経済情勢の変化〕

社会経済情勢等の変化のなかで、備えを行うべき災害等の対象には、大規模地震等の自然災害、重大事故に加え、テロや有事も含め複雑多様化している。



～ 通常は地域に密着した市町村消防、
緊急事態発動時は国家的対応 ～

〔消防防災行政の変化〕

社会経済情勢の変化に合わせ、消防防災行政も大きく変化。ポイントは次の2点。

①〔全国の見地からの対応体制の整備〕

国として対応すべき大規模災害等に対し、消防庁及び各消防本部や地方公共団体が戦略的・実践的に対応できる体制を確立する。

②〔住民との協働による安心安全な地域づくり〕

大規模災害等の緊急事態において、住民やコミュニティが住民の避難や救助等に大きな役割を果たすことを踏まえ、地域単位でのきめ細かな安心安全地域づくりを推進する。

全国的見地からの対応体制の整備

1 高度消防・救急救助体制の全国的整備

- ・ 消防組織法の一部改正(H16施行)により法制化された緊急消防援助隊の部隊数の増強、訓練等による活動能力の向上
- ・ 特別高度救助隊・高度救助隊の政令市・中核市消防本部への配備を推進

2 消防組織法の一部改正(H18)を踏まえ、市町村消防の「広域化(※)」による消防体制の強化

(※)二以上の市町村が、消防事務を一部事務組合又は委託により行うこと。

3 国民保護法の制定(H16)を踏まえ、都道府県、市町村における国民保護計画の整備等、体制の充実強化

4 その他の主な取り組み

- ・ 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備
 - 新型インフルエンザやテロ等の新たな危機管理事案にも的確に対応できる体制の整備
- ・ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備
 - 津波警報、緊急地震速報等に関する緊急情報を、住民に迅速かつ確実に伝達する体制整備
- ・ 救急救命の充実・高度化
 - メディカルコントロール体制(※)の充実強化、増加する救急需要への対策

(※)救急隊員が行う応急処置等の質を、医療関係者との連携に基づき、医学的観点から保証する体制

住民との協働による安心安全な地域づくり

- 1 地域防災の中核的存在である消防団の団員の増加・確保、消防団活動の充実
＜消防団員数 200万人超(S20年代) → 90万人(H18年)＞
- 2 大規模災害に備えた、住民による防災活動(自主防災組織)の活性化
＜阪神・淡路大震災でも、地域住民での初期消火による延焼防止、地域住民による生き埋め・閉じ込めからの救助等の事例が多数＞
- 3 建築物における大規模地震等に対応した自衛消防力の確保
- 4 住宅用火災警報器の普及など、住宅火災対策の推進
＜消防法改正(平成16年6月)により、住宅用火災警報器等の設置・維持を義務化＞
- 5 公共施設の耐震化、家庭における家具の転倒防止など、切迫する大規模地震に立ち向かう施策の推進

高度消防・救急救助体制の全国的整備

緊急消防援助隊

1. 目的

地震等の大規模・特殊災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する消防の援助体制を国として確保する。

2. 創設の経緯等

阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設した。平成15年6月に、消防庁長官による指示権の創設とともに、消防組織法の改正により法制化され、平成16年4月1日の法施行に伴い新たな体制となった。

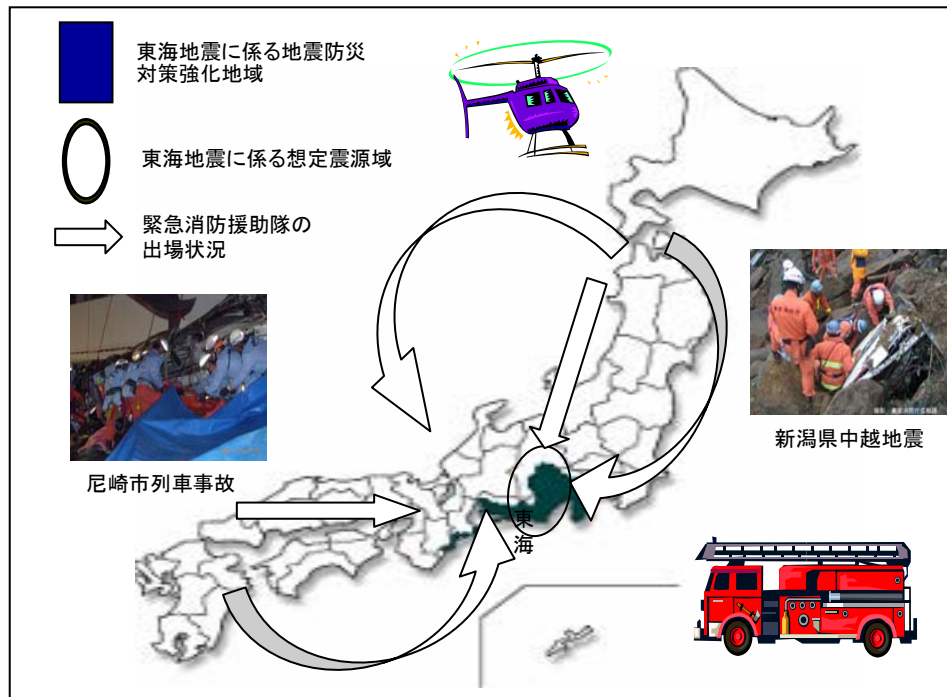
3. 概要

総務大臣が編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、計画に基づいて消防庁長官が部隊を登録。大規模・特殊災害発生時には、消防庁長官の指示又は求めにより部隊が出動する。

4. 最近の主な出動事例

- ・ 宮城県北部地震(15年7月26日)
- ・ 三重ごみ固形燃料発電所火災(15年8月22日)
- ・ 栃木県黒磯市ブリヂストン工場火災(15年9月8日)
- ・ 平成15年十勝沖地震(15年9月26日) (出光興産北海道製油所タンク火災)
- ・ 平成16年7月新潟・福島豪雨(16年7月13日)
- ・ 平成16年7月福井豪雨(16年7月18日)
- ・ 平成16年台風23号(16年10月豊岡市水害)
- ・ 平成16年新潟県中越地震(16年10月23日)
- ・ 尼崎市列車事故(17年4月25日)

○ 高度救助隊等の全国的展開・配備と緊急消防援助隊の大幅増強



- ・ 東京都及び政令市消防本部に「特別高度救助隊」、中核市規模等の消防本部に「高度救助隊」を配備。
(特殊災害対応自動車、高度救助用資機材等を整備)



NBCテロを想定した訓練

- ・ 緊急消防援助隊の登録部隊数を4,000隊規模に増強(平成18年4月現在3,397隊)し、総合的・実践的な訓練の継続的実施。
- ・ 国としてのオペレーション体制を強化。

- ・ 消防大学校において高度救助隊等の養成講座を創設。

市町村消防の広域化の推進

1 消防を取り巻く環境の変化

- 災害の多様化・大規模化、住民ニーズの変化等、消防を取り巻く環境が変化
→ この変化に的確に対応する必要性

2 消防本部の現状

- 従前から市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに消防本部はやや減少 H3 936本部→H18 811本部
- しかし、未だ小規模消防本部が多数存在

3 人口減少時代への突入

- 各消防本部の管轄人口の減少
- 常備消防とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手の問題

広域化による
消防体制の
充実強化

1 広域化のメリット

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 予防業務や救急業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 署所の配置や管轄区域の適正化による到着時間短縮

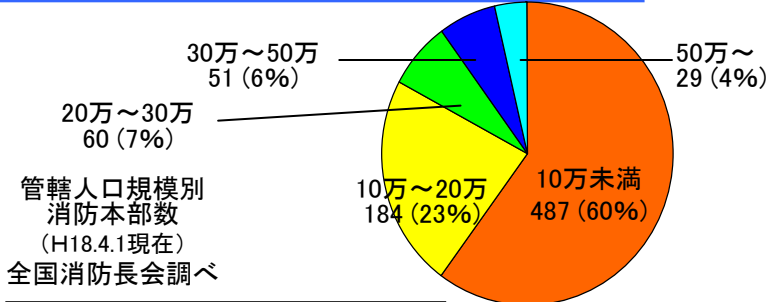
- 消防力の強化による住民サービスの向上
- 消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化

2 広域化の趣旨

- 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るために行うものであり、広域化しても消防署所の数を減らすことはなく、むしろ消防力を総合的に向上させていく。
- 消防団については、従来どおり各市町村ごとの設置を基本とし、広域化の対象としない。

3 今後の目指す方向

- 本部の規模は、一般論としては大きいほど望ましい。
管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当。
ただし、管轄面積の広狭、島嶼部などの地理的条件等、地域の実情に対する十分な考慮が必要。



消防庁としての取組み

国における市町村消防の広域化の推進のための施策

- 基本指針の策定(消防組織法第32条第2項)
 - ・平成18年7月12日消防庁告示制定
 - ・市町村消防の広域化の推進に関する基本的な事項等
- 国の援助等(法第35条)
 - ・消防庁消防広域化推進本部を設置して強力に実施
 - ・情報提供その他の必要な援助等

国民へ

全国シンポジウムの実施

広域化に際して目指す消防の姿・目標を示す
ポスター・パンフレットの作成
広域化に関する必要性・メリットを理解していただく

都道府県・
市町村へ

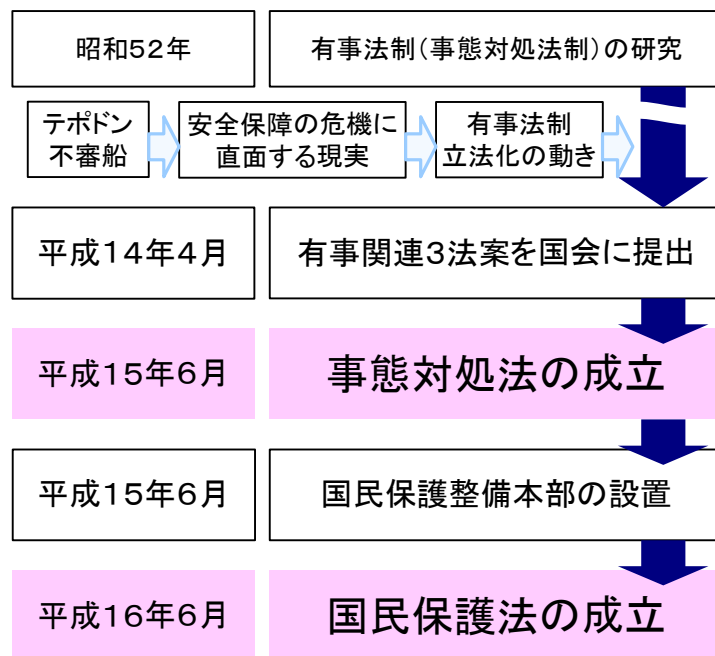
消防広域化アドバイザーの派遣等

広域化に関する情報提供
[・制度 ・先進事例 ・実施時の留意事項]

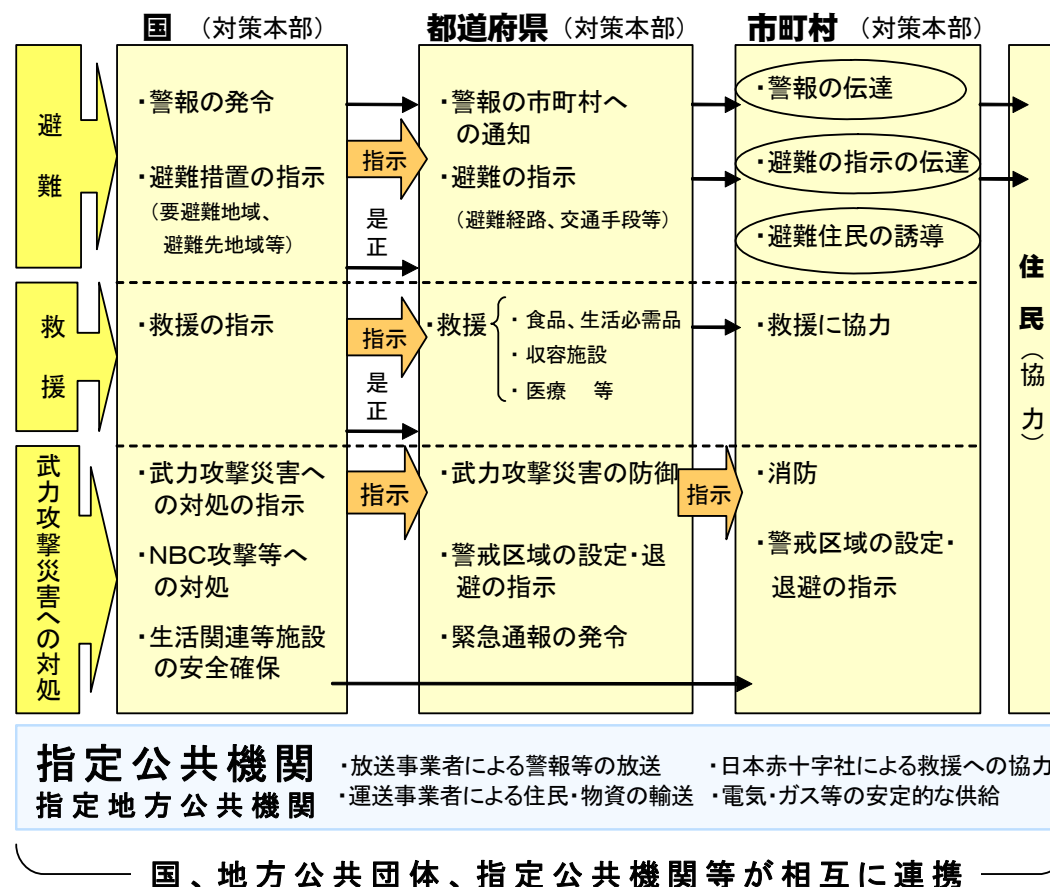
国民保護法に基づく体制整備の推進

国民保護とは・・・ 万一の武力攻撃や大規模テロの際に、迅速に住民の避難を行うなど、国、県、市町村、住民などが協力して、住民を守るための仕組み

国民保護法成立までの経過



武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



消防庁は、国民保護法に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項を所管(消防組織法第4条)

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備

- ◎ 地方公共団体においては、近年頻発し大規模化する自然災害はもとより、新型インフルエンザやテロ等の新たな危機管理事案に対しても的確に対応するため、総合的な危機管理体制をより一層充実・強化することが、喫緊の課題

消防庁において「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」を設置し、以下の項目について検討中。

(1) 危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能

(2) 地方公共団体における危機管理体制の整備方策

平時の取組

危機管理事案発生時の取組

(ア)

危機管理組織のあり方

＜具体的な事例＞

〔危機管理組織機構、危機管理専門幹部制度、事案発生時において設置される臨時組織 等〕

(イ) 危機管理事案への対応のあり方

〔危機管理事案発生時における初動体制、情報収集、住民への情報伝達、マスコミ対応 等〕

(ウ) 危機管理事案に対処するため平素から取り組むべき事項

〔訓練のあり方、防災計画等の整備 等〕

(エ) 危機管理分野における人材育成のあり方

〔研修制度、人材育成制度 等〕

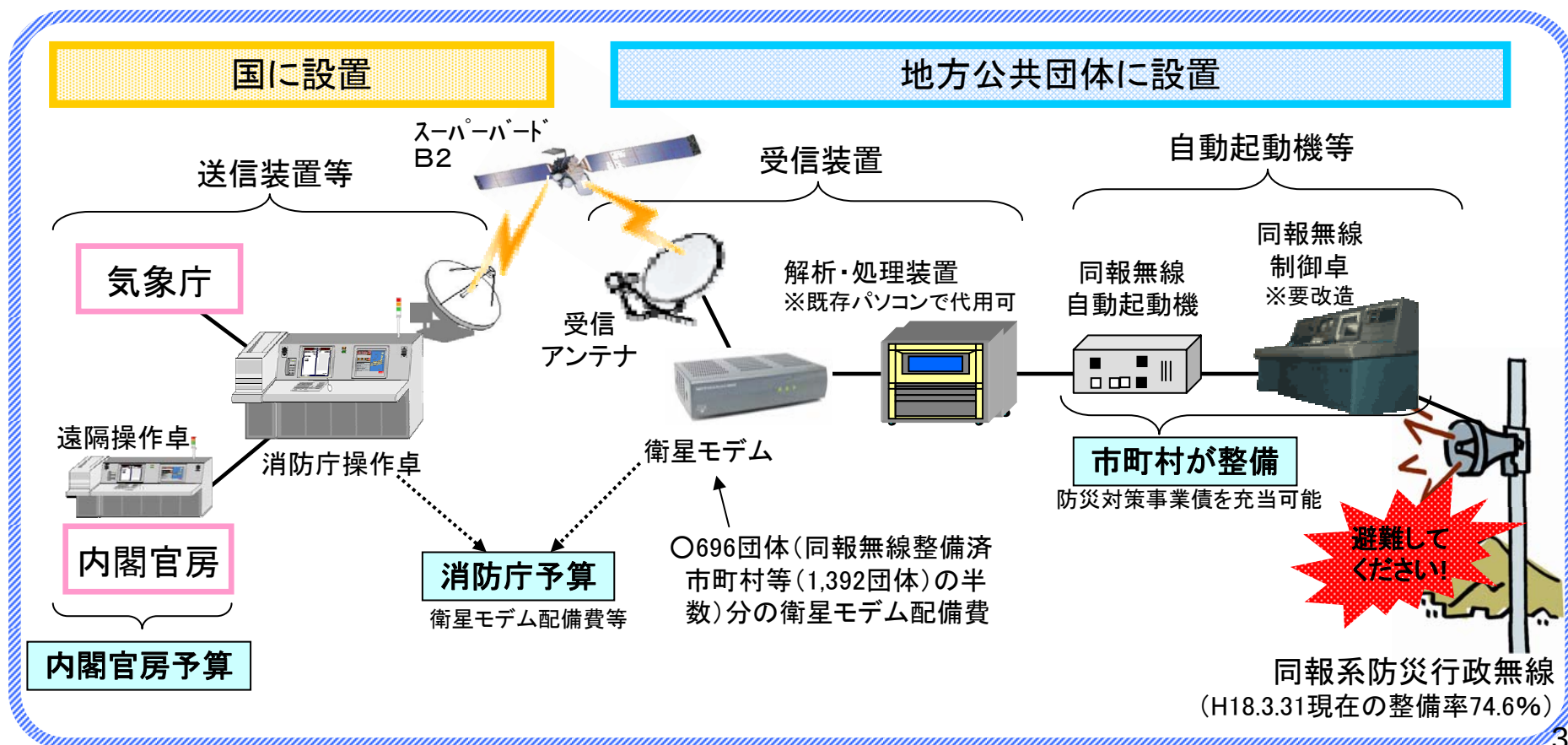
○危機管理モデル指針(仮称)の提示
○最終取りまとめ結果の提示

地方公共団体(特に都道府県)における
総合的な危機管理体制の充実・強化

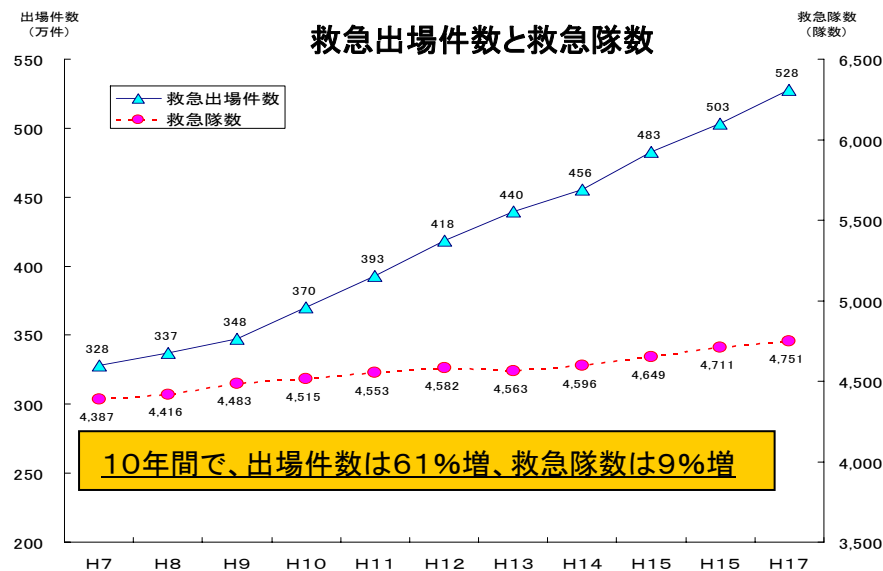
全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは

- 津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、**住民に緊急情報を瞬時に伝達**。
- 平成17年度に実証実験を行い、システム・機器の標準仕様や国側の送信設備を完成。
平成18年度に送受信ソフトの改修を実施。

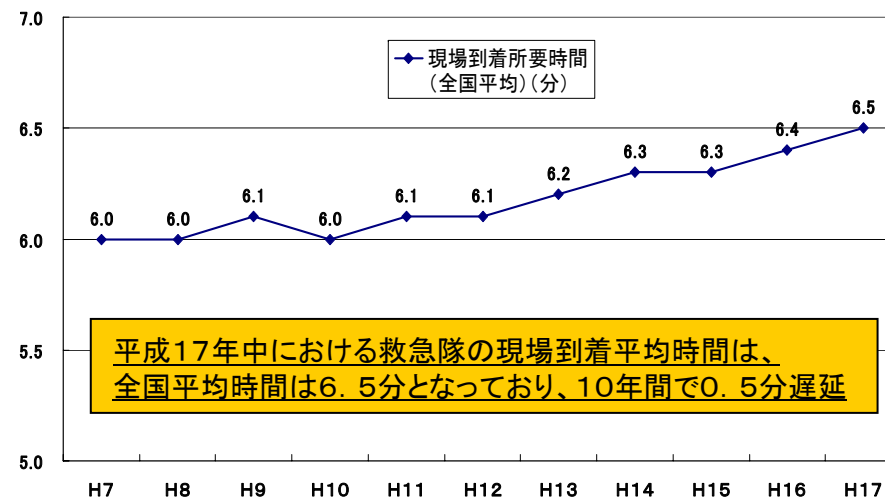


救急救命の充実・高度化



(分)

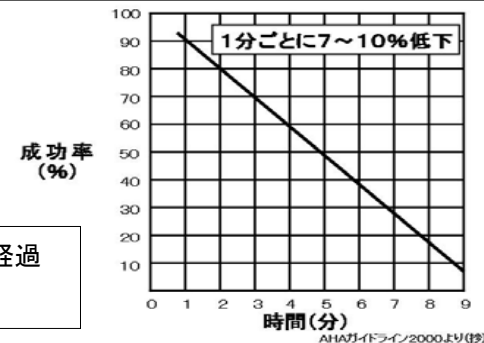
救急隊の現場到着時間の変遷



右図に示すとおり、除細動処置が1分遅れた場合には、心室細動の場合、除細動の成功率が7~10%低下するとされている。

(AHAアメリカ心臓学会ガイドライン2000より)

心室細動の発症から除細動までの経過
時間と除細動の成功率



消防庁の取組み

- 救急救命士の処置範囲の拡大
- AEDの普及・啓発
- 119番受信時等における緊急度・重症度の選別(トリアージ)について検討
- 軽症利用者等への対策については、各消防本部で取組みを推進。
- 民間の患者等搬送事業者及び医療機関における救急自動車の活用については、対策が必要な地域で具体的な取組みに着手。



消防団員の確保及び消防団活動の充実強化

【消防団の特長】

- ◎ 地域密着性を活かした災害対応
- ◎ 地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割



阪神・淡路大震災での消防団の活動



地域における訓練風景

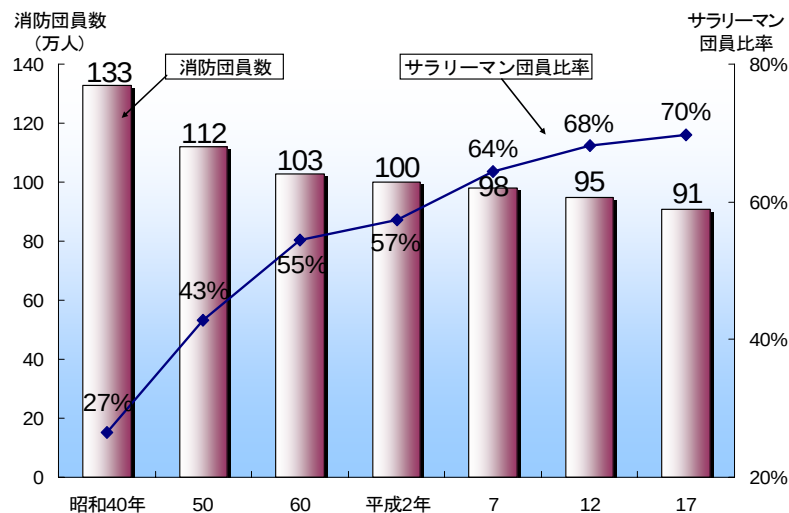
【直面する課題】

- 社会環境の変化等に伴う団員の減少、団員のサラリーマン化・高年齢化
- 大規模災害・近年多発している豪雨災害等への対応



地域防災の中核的存在

【消防団員数の減少とサラリーマン団員比率の増加】



消防庁の取り組み

消防団の活動環境の整備

- ◆ 機能別分団 ◆ 優良消防団の表彰
- ◆ 消防団の活動に協力的な事業所を表示するマークの全国展開

消防団活動への理解の促進

- ◆ 新聞・ホームページのバナー広告等、多様な媒体による消防団活動のPR
- ◆ パンフレットの作成
- ◆ 消防団ホームページの充実



団員確保の支援体制等の構築

- ◆ 消防団員確保アドバイザーの派遣体制の構築
- ◆ 消防団員確保支援データベース提供



地域における消防防災力の向上

大規模災害に備えた住民による防災活動(自主防災組織)

自主防災組織とは、

1. 自主的な組織で公務員ではない(純粋なボランティア)
2. 自主的に活動を実施(市町村・消防機関に強制力はない)
3. 公権力はない(住民の避難については自主的な活動)
4. 動員力はあるが活動範囲、能力は消防団と比較すると低い
 - ① 大規模災害時等に自分達の地域の火災、救助に対応
 - ② 簡単な消火、救助活動に従事
 - ③ 訓練・装備は初期対応中心
 - ④ 地域のリーダーのもと活動

自主防災組織の活動

平常時

- ・ 防災知識の普及
- ・ 地域の災害危険箇所の把握
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 火気使用設備器具等の点検
- ・ 防災資機材の備蓄と整理・点検

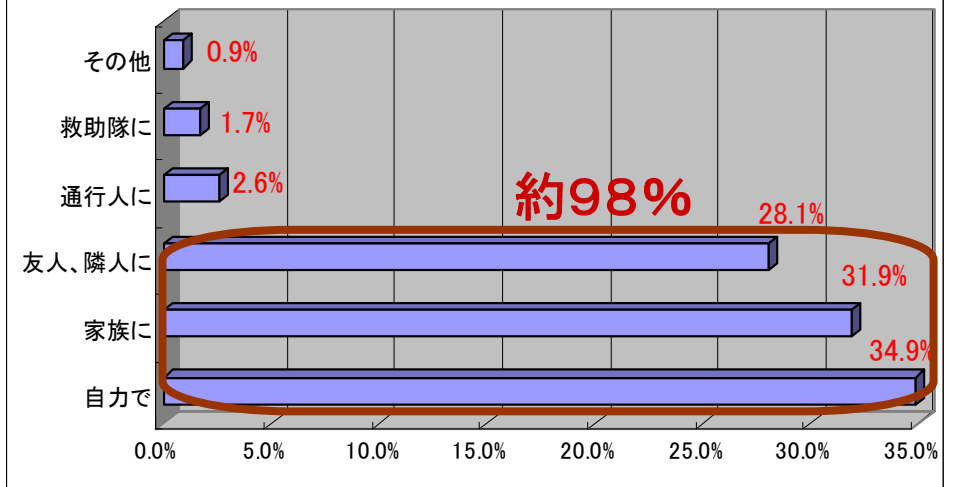


災害発生時

- ・ 災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・ 出火防止と初期消火
- ・ 避難誘導
- ・ 被災住民の救出・救護
- ・ 給食・給水



阪神・淡路大震災において、生き埋めや閉じ込められた際の救助について



(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」による

自主防災組織の活性化のための方策

- 1 住民の自主的な活動を促す工夫
- 2 リーダーの選任の工夫
- 3 他の地域の自主防災組織等との連携
- 4 婦人防火クラブ・福祉ボランティア活動等との連携

地域防災力の強化に向けた消防庁の施策

e-カレッジなどによる防災教育の充実

地域安心安全ステーション整備モデル事業

大規模地震等に対応した自衛消防力の確保

近年、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生の切迫性が指摘されている中で、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。

現状と課題

消防法により、一定の利用者がいる事業所の管理権原者*は、防火管理者を選任し、防火上必要な事項を定める消防計画の作成、同計画に基づく消火・通報・避難の訓練などの防火管理業務を行わせなければならないこととされている。

* 建築物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者。所有者や借受人等が該当する。

事業所において、大規模地震などの発生時の避難誘導や応急対策等の計画を定めることとされていない。

災害時の初動対応を行う自衛消防組織については規定がなく、その設置は各事業所の自主的取組みに委ねられている。

対応の考え方

不特定多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建築物について、次の措置を講ずる必要がある。

(1)大規模地震等に対応した消防計画

消防計画において、大規模地震などの発生時の対処について定めることとする必要がある。

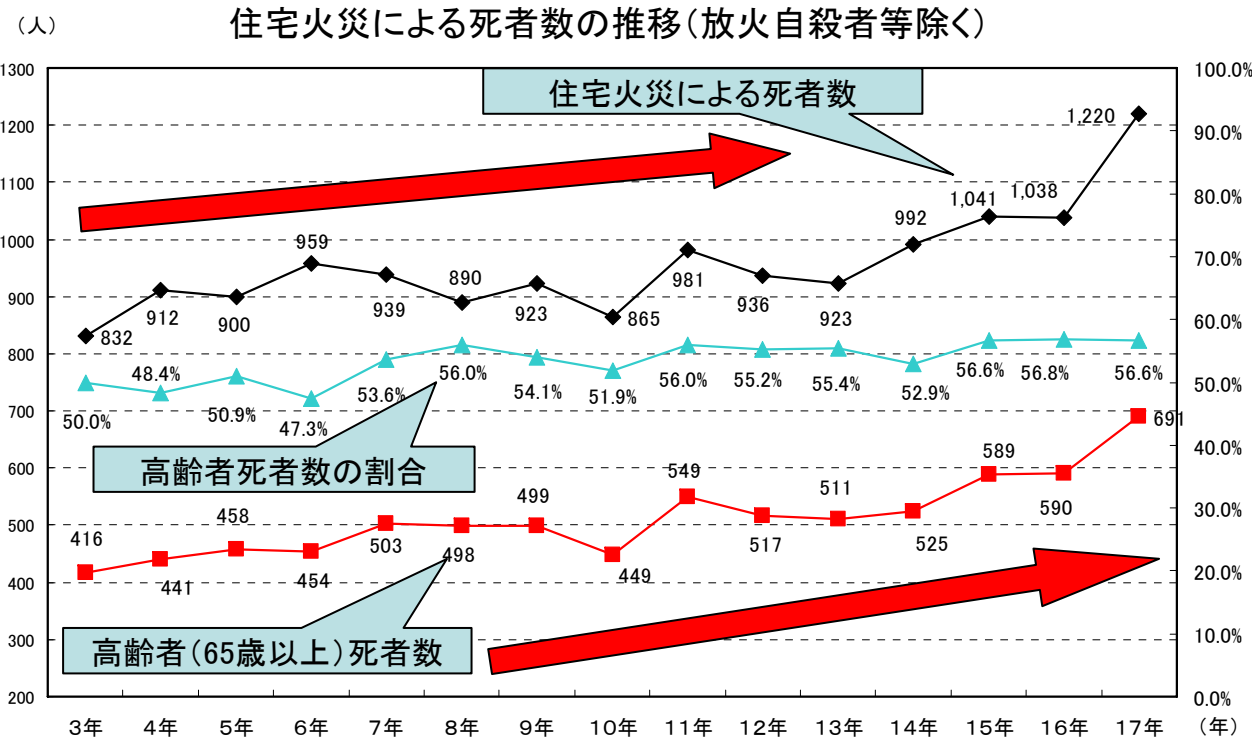
(2)自衛消防組織の設置

管理権原者が自衛消防組織を設置することとする必要がある。

<大規模地震等への対応事項> (イメージ)

- 避難誘導～救出救護
- エレベータ停止に伴う対応 (閉込め事案等)
- 避難施設や消防設備の損壊への対応
- 停電、断水、通信障害、交通障害等への対応
- 同時多発的な被害発生への対応 等

住宅火災対策の推進



◆ 平成15年以来、3年連続で住宅火災による死者が1,000人を超える。

◆ 住宅火災による死者の内、約6割は高齢者(65歳以上)である。

住宅火災による死者数増加傾向を踏まえ、

消防法改正(平成16年6月)により、住宅用火災警報器等の設置・維持が義務化

(新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は市町村条例で定める日から)

住宅用火災警報器とは、

住宅の火災により生ずる熱、煙または炎により自動的に火災の発生を感知し、音や音声により警報器の設置場所やその近隣にいる者に火災が発生した旨の警報を発する機器。

天井用



壁掛用

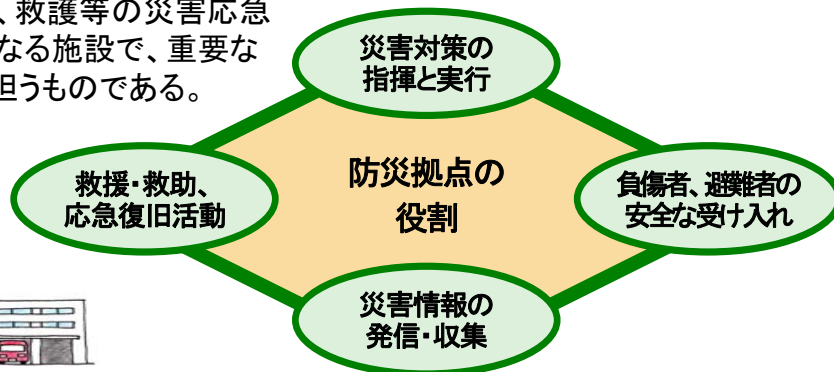
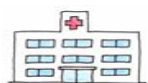


切迫する大規模地震に立ち向かう施策の推進

防災拠点となる公共施設の耐震化促進

◆防災拠点の役割

防災拠点とは、地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる施設で、重要な役割、機能を担うものである。



◆現状

災害時に防災拠点として使用するために都道府県や市町村が防災拠点として指定している施設は、現在、全国で約19万2,000棟余り。その耐震率は、56.4%(H17末)。

大規模地震時において、的確に災害応急対応を実施するためには、地方公共団体の庁舎、消防署等をはじめ、避難所となる文教施設など、防災拠点となる公共施設等の耐震化を強力に推進することが必要。

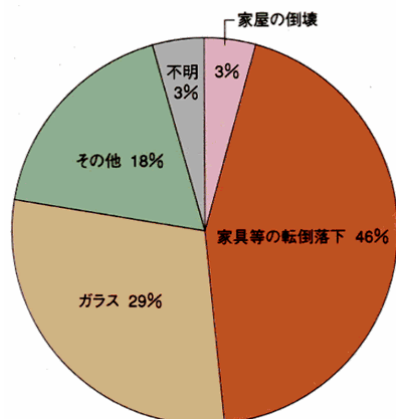
防災対策事業債（事業費の90%）



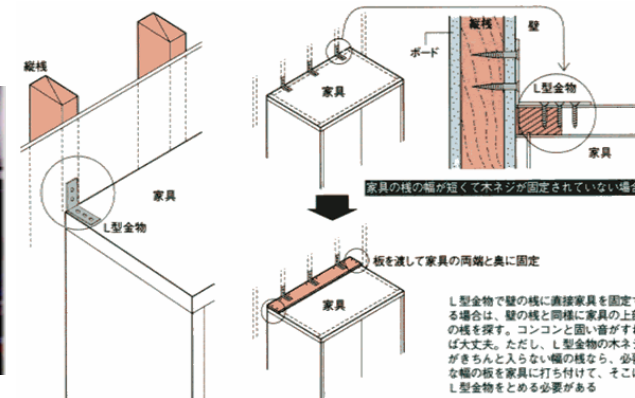
家具等の転倒防止

内部被害による怪我の原因(阪神・淡路大震災)

調査数 130人



「阪神・淡路大震災 住宅内部被害調査報告書」より



- ◆壁の横と家具の横をL型金物で固定することが効果的
- ◆L型金物で固定できない場合は、天井で家具を支えることも
- ◆市町村によっては、助成制度等あり

IV. シームレスアジアの実現

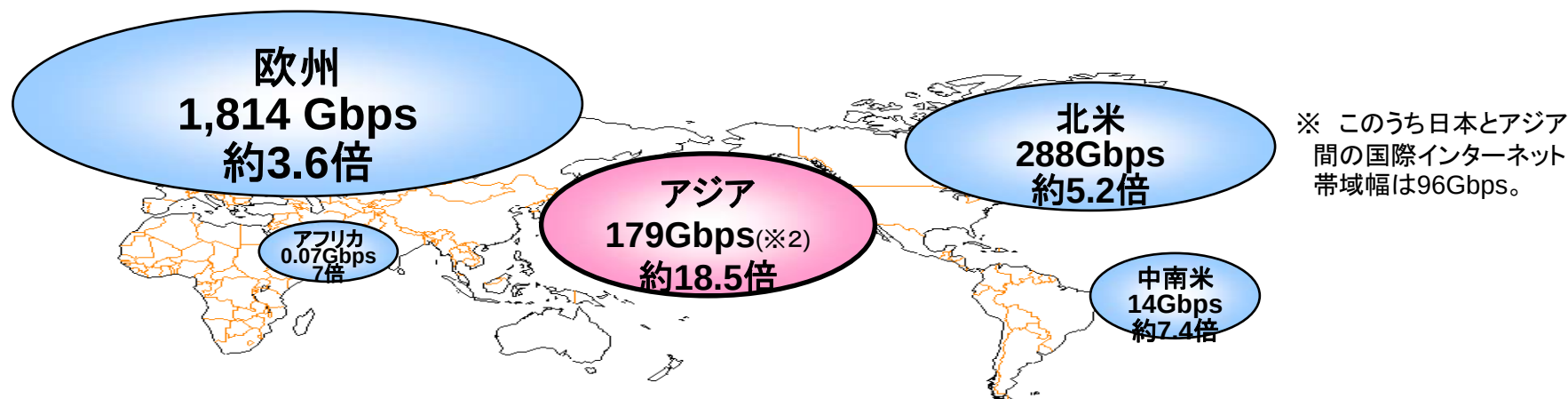
1. 「アジア・ブロードバンド計画」について

アジア域内・アジアと他地域間の国際インターネット帯域の現状(2005年)

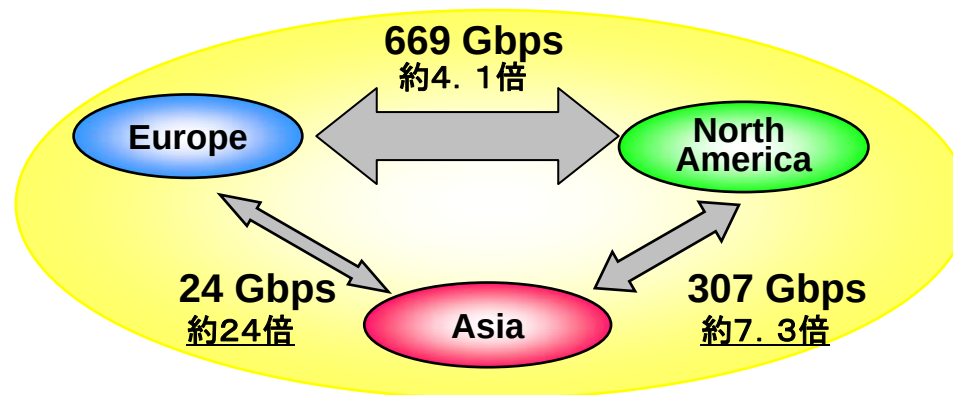
・アジア域内の情報流通量(域内各国間の国際インターネット帯域幅)は、2005年には2001年に比べ約18.5倍と、他のどの域内よりも急速に増加している。

・アジアと他地域間の情報流通量(国際インターネット帯域幅)についても、2005年には2001年に比べアジアー北米間は約7.3倍、アジアー欧州間は約24倍と、北米ー欧州間よりも増加してきている。

(2005年)



(2005年)

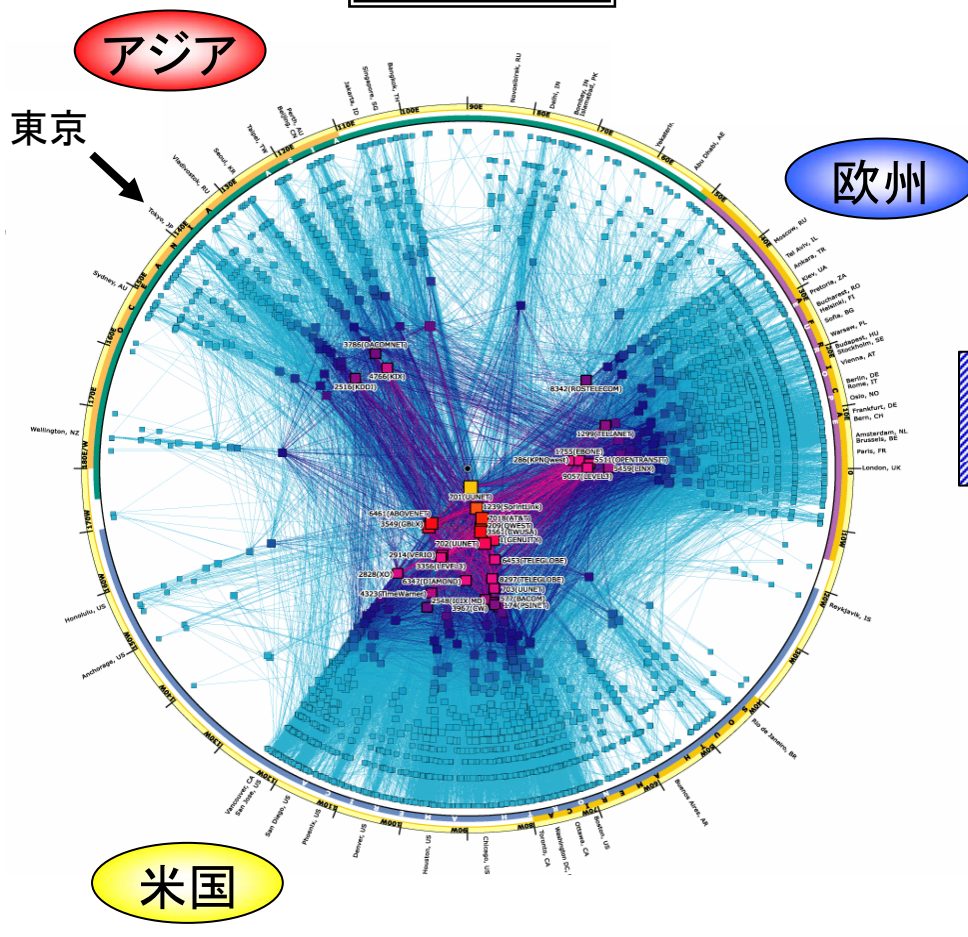


(出典: Primetrica; Global Internet Geography 2006)

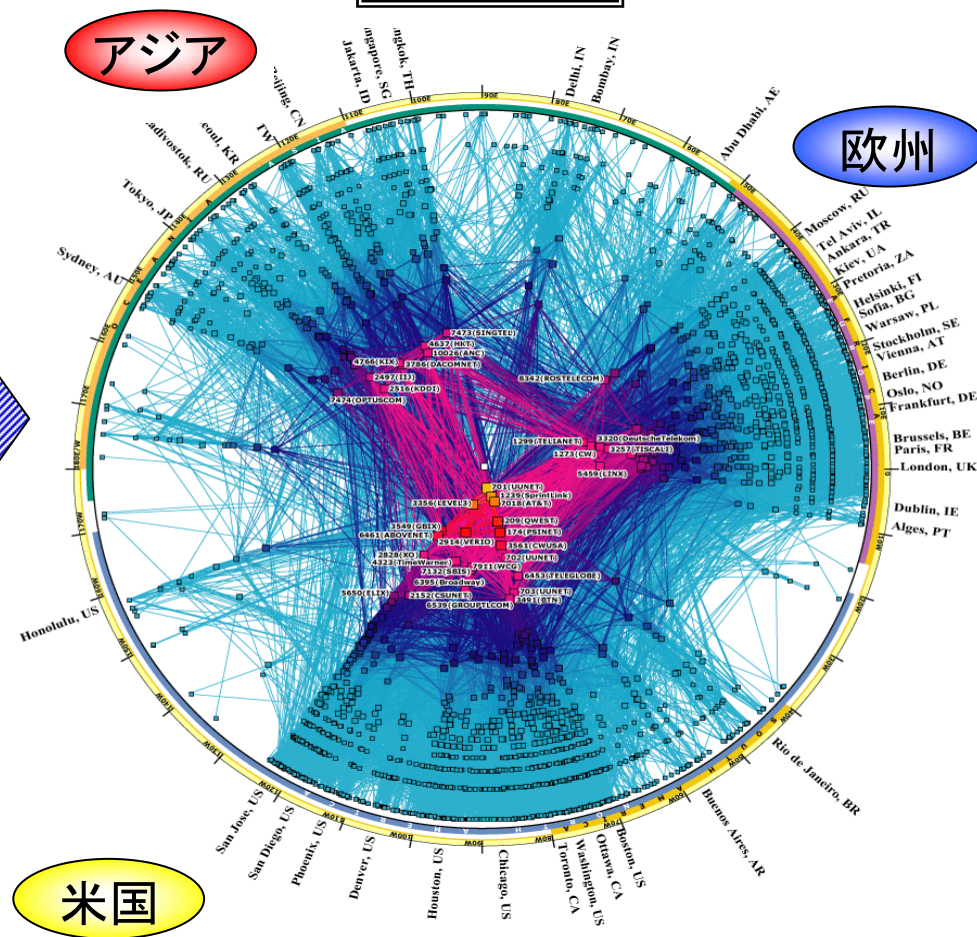
国際インターネット網の状況

三極における I S P 間の接続の密度

2003年



2005年



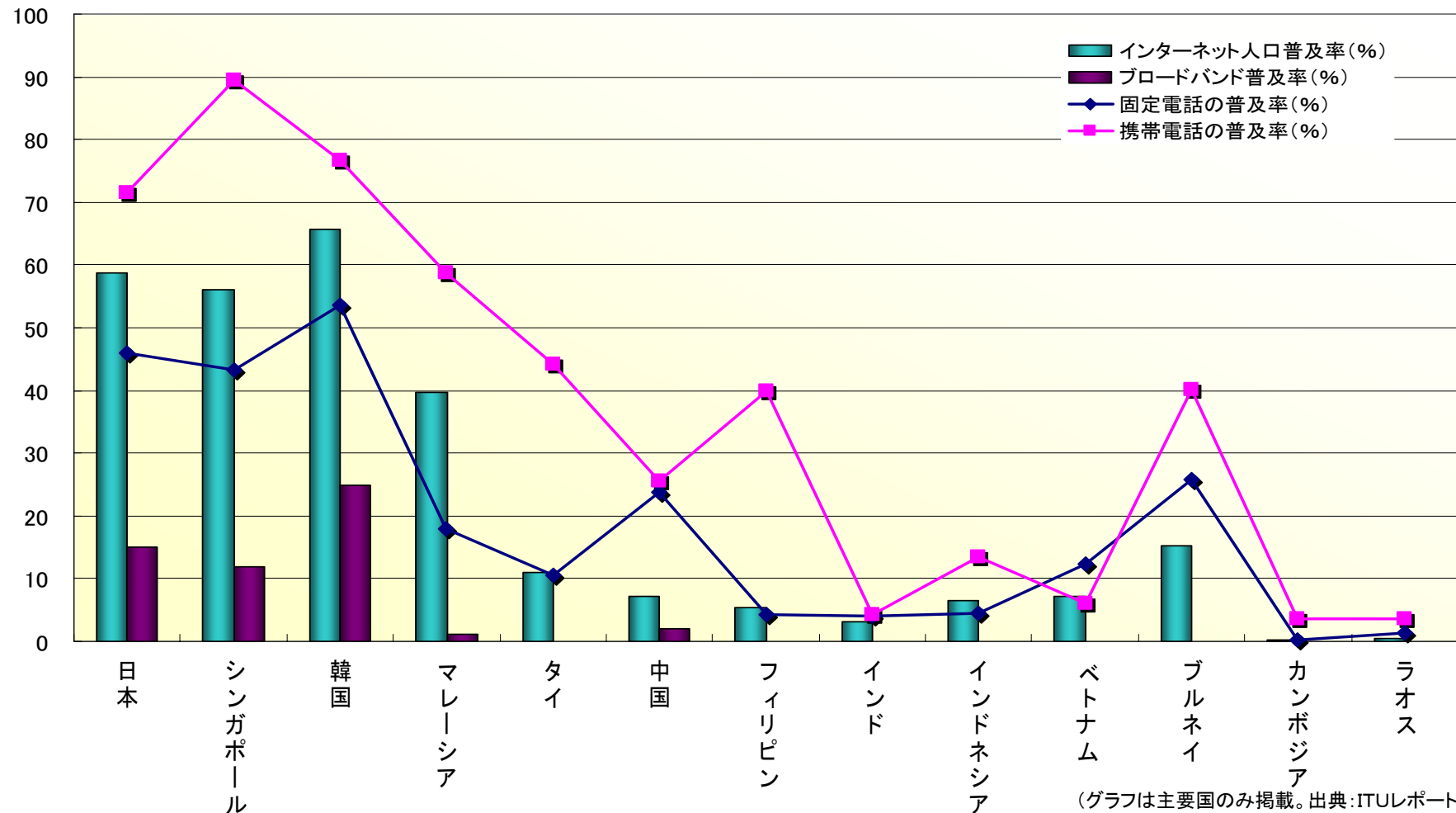
世界の主なISPについて、角度にISPの位置の経度、半径に下位ISPの数（下位ISPの数が多いほど中央）をプロットし、接続するISPを線で結んでいるもの。米国に集中している上位ISPに世界各国のISPが接続しており、特に米国内及び米国・欧州間の接続が密となっていることが示されている。

（出典：The Cooperative Association for Internet Data Analysis ホームページ<http://www.caida.org/>）

アジアにおけるインターネット及びブロードバンドの普及状況(2004年)

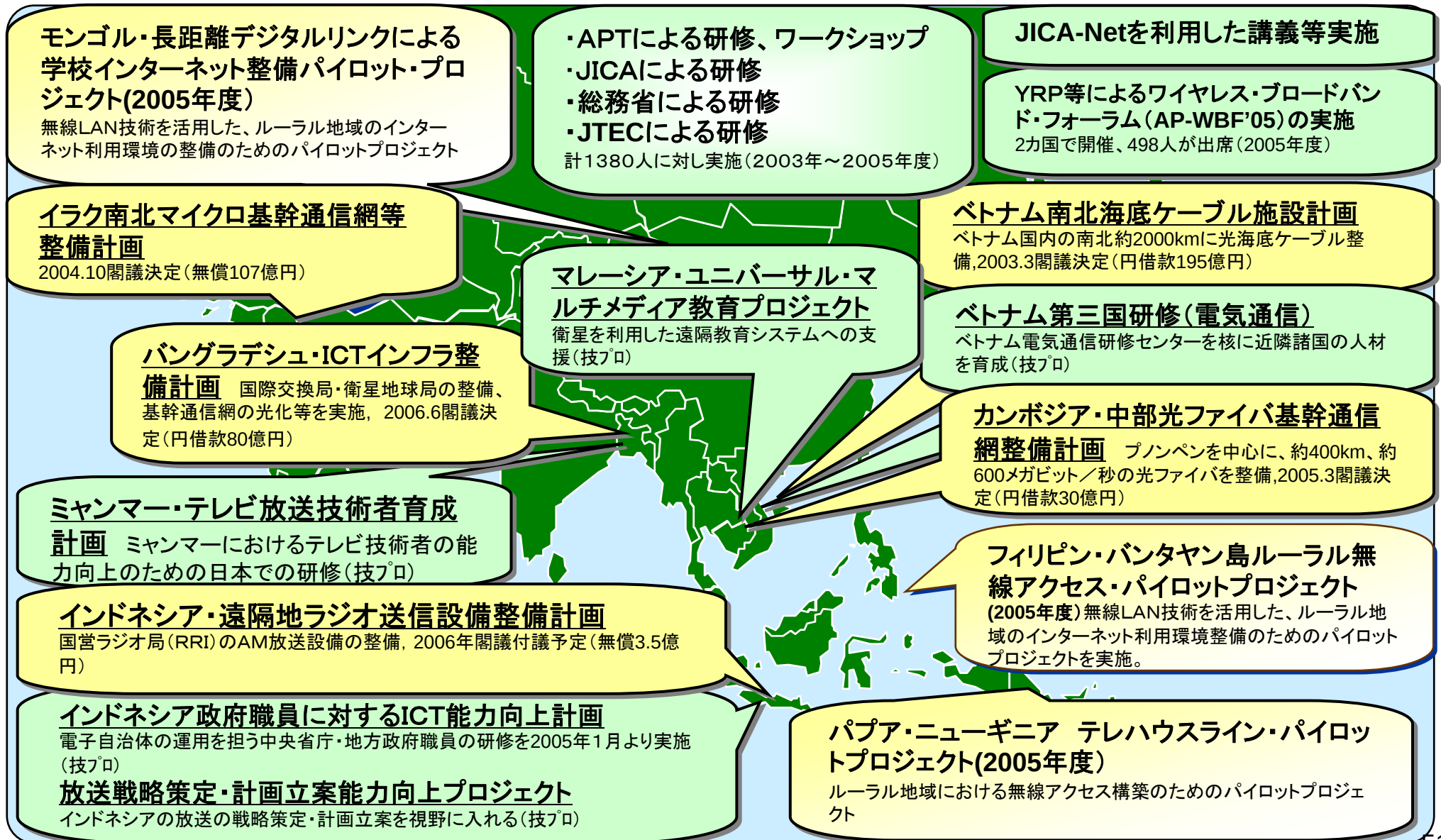
・アジア全体におけるインターネット普及率は2004年には8.1%(100人当たり)と2002年よりも+2.3%増加したものの、アメリカの30.6%(6.3%増)、ヨーロッパの32.1%(11.2%増)よりも低い水準に留まっている。ブロードバンド普及率は2004年には1.7%(100人当たり)と2002年よりも+0.9%増加したものの、アメリカの5.6%(2.7%増)、ヨーロッパの5.4%(3.8%増)よりも低い水準に留まっている。

・アジア地域においては、①ブロードバンド普及が進展している国(ブロードバンド普及率が10%を越えている国)、②インターネットが普及しつつありブロードバンドが今後普及すると想定される国、③基本的通信インフラ(固定電話等)の普及が進んでいない国が並存している。
(2004年、単位：%)



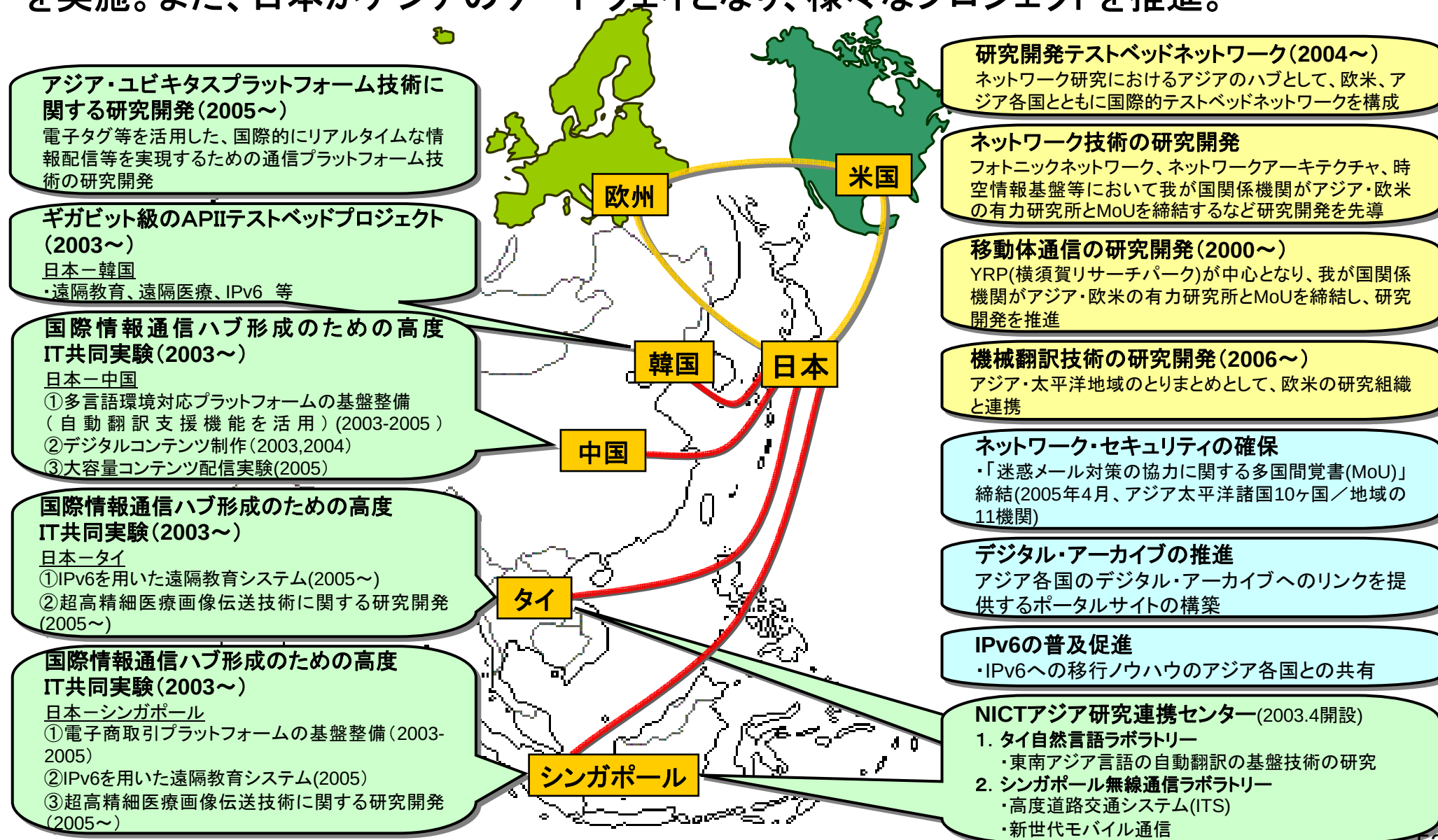
主なプロジェクトの推進状況①(ネットワーク・インフラ、人材育成関連)

アジア地域において11件の資金協力(計645億円)が閣議決定、複数の技術協力プロジェクトや研修・ワークショップ(参加人数計1380人)を実施(主なものは以下のとおり)。



主なプロジェクトの推進状況②(アプリケーション・コンテンツ・基盤技術開発)

2003年度より国際情報通信ハブ形成のための高度IT共同実験等により国際共同実験を実施。また、日本がアジアのゲートウェイとなり、様々なプロジェクトを推進。



アジア・ブロードバンド計画見直しの概要(目標)

Ⅱ 目 標

目標達成に向けて、ひきつづき取り組む必要があるため、目標は維持しつつ、次世代ネットワークが今後のインフラとして注目されている状況を反映。

2010年を目標年次として、次の事項を実現することを通じて、アジア域内の情報流通が活性化し、アジアが世界の情報拠点となることを目指すものとする。

- ① アジアのすべての人々が、各種公共施設からのアクセスを含め、ブロードバンドにアクセスでき、ブロードバンドの特性を十分活用したアプリケーションやコンテンツを利用できるようになること
- ② アジアの各国の間を直接つなぐ十分な帯域を持った国際ネットワークが整備されるとともに、アジア・北米間、アジア・欧州間の情報流通量が北米・欧州間の情報流通量と同等のレベルとなること
- ③ アジアに次世代ネットワークの構築を図るとともに、IP v 6、移動通信等の情報通信技術について、アジアが世界をリードする存在となること
(見直し前：アジアのネットワークがIP v 6を備えたものとなるとともに、IP v 6、次世代移動通信等の情報通信技術について、アジアが世界をリードする存在となること)
- ④ アジアの人々が安心して安全に情報通信技術を利用できる環境が整備されること
- ⑤ アジアの主な文化的財産等のコンテンツがデジタル・アーカイブに蓄積され、ブロードバンドを通じてアジア域内での共有、世界への発信が図られること
- ⑥ アジアの主要言語間において実用に耐える機械翻訳技術が開発・実用化されること
- ⑦ アジアにおける情報通信分野の技術者・研究者を大幅に増加させること

アジア・ブロードバンド計画見直しの概要(施策 項目構成)

見直し前

ブロードバンドに係るネットワーク・インフラ整備のための施策

- 1 開発途上国等のネットワーク・インフラ整備の支援
- 2 アジア域内の国際ネットワーク・インフラ整備の推進
- 3 アジアに適したネットワーク・インフラ技術の開発・実用化
- 4 ネットワーク・インフラに係る研究開発・標準化の推進
- 5 ネットワーク・インフラに係る人材育成・人材交流

ブロードバンド普及のための関連施策

- 1 共通基盤の整備
- 2 ブロードバンドの利用の推進
- 3 デジタル・コンテンツの流通促進
- 4 国家戦略、政策・制度の整備等への支援等
- 5 開発途上国に対する支援

状況の変化等を踏まえ施策を以上のように見直す。

見直し後

ブロードバンドの基盤としての ネットワーク・インフラ整備のための施策

- 1 開発途上国等のネットワーク・インフラ整備の支援
- 2 アジアの国際ネットワーク・インフラの整備の推進

アプリケーション、コンテンツ、共通基盤の整備のための施策

- 1 アプリケーションの充実
- 2 デジタル・コンテンツの流通促進
- 3 共通基盤の整備

人材育成のための施策

- 1 ネットワークやアプリケーションの企画・開発・運用を担うことのできる人材の育成
- 2 産学官の連携による人材の育成

横断的施策

- 1 国家戦略、政策・制度の整備等への支援
- 2 開発途上国に対する支援

2. 消防・防災分野

アジア諸国をはじめとする海外への消防・防災技術での貢献

災害に弱いアジア諸国等



スマトラ沖大地震
・インド洋津波災害
(2004年12月26日発生)
死者およそ17万6千人



パキスタン地震災害
(2005年10月8日発生)
死者およそ7万3千人

アジア諸国をはじめ、人口の増大と都市化が進む一方で災害への備え、公共インフラや建築物の構造、消防防災体制などが十分でないこともあり、災害が発生した場合は被害が甚大なものとなる場合が多い。

消防防災の
分野での国際
協力は、
「目に見える」
貢献が可能

我が国の取組

1. 国際緊急援助隊の派遣

(アジア諸国へは過去9回延べ226名の消防隊員を派遣)



離島への救援物資投下
(スマトラ沖大地震・津波災害)



倒壊した病院内で救助活動を実施
(パキスタン地震災害)

2. 消防職員の派遣・研修生の受入



救助技術の指導(タイ)



研修生の受入(集団研修
: 大阪市消防局)

3. 中古消防車両の寄贈

+

新たに、アジア消防・防災フォーラム(仮称)の実施

・アジア諸国等の消防・防災分野で我が国の知見・技術の移転

・我が国主導の国際的人的ネットワークの構築

を推進